

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

38

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

夜間中学における遠隔授業に係る要件緩和

提案団体

鳥取県、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、広島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

夜間中学における遠隔授業(学校教育法施行規則第77条の2に規定するオンラインを活用した学習)について、以下の要件緩和を求める。

- ①受信側に教員を配置することになっているが、分教室(サテライト)の柔軟な運用を可能とする観点から、学校長が必要と認める場合には、教員免許を持っていない者の配置でも可能とすること。
- ②やむを得ず登校できない生徒について、学校長が必要と認めた場合には、自宅で遠隔授業を受けた際も、出席扱いとすること。
- ③遠隔教育特例校制度に係る申請手続きや評価・公表等実施に係る負担軽減を行うこと。

具体的な支障事例

当県では令和6年4月に県東部に県立夜間中学の開校を予定しており、中、西部においても入学希望の状況により、今後、分教室(サテライト)の設置を検討しているところ、下記のような事例が想定されることから、要件緩和を求めるもの。

- ①夜間中学という学校の特性上、身近なところで授業が受けられるよう、分教室(サテライト)を設置することを考えているが、受信側に常に教員を配置することが困難な場合が想定される。学校長の判断で教員免許を持っていない者の活用を認めるなど、柔軟な運用が必要である。
- ②入学者には以前不登校だった者等が想定され、やむを得ず登校できない生徒が自宅においてオンラインを活用した指導を受ける場面が一定程度発生すると見込まれるものの、現行規定では出席扱いとすることができない。
- ③分教室に多数の教員配置は困難なため、遠隔教育特例校の活用が考えられるが、申請手続きや実施にかかる評価等に負担が生じることで夜間中学運営に支障が生じる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- ①③遠隔教育特例校制度の要件緩和により、夜間中学設置が推進される。
 - ②やむを得ず登校できない生徒が、自宅においてオンラインを活用した指導を受けた場合に出席扱いとなることで、より通いやすい夜間中学となり、入学者(卒業者)の増加が見込まれる。
- また、夜間中学設置推進を図る教育機会確保法(義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律)の趣旨にも十分沿った対応であるといえる。

根拠法令等

学校教育法施行規則第77条の2、学校教育法施行規則第77条の2の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる場合を定める件(令和元年文

部科学省告示第 56 号)、遠隔教育特例校制度実施要項、令和5年度における遠隔教育特例校の新規指定、変更又は廃止に係る申請手続きについて(事務連絡)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、羽後町、茨城県、群馬県、三重県、熊本市

○(①、③について)令和3年度のニーズ調査から、学び直しを希望している方々が県内広域に散在されていることが確認された。当県では、令和6年4月に県中央部に県立夜間中学の開校を予定している。就労されている方など様々な理由がある方でも、距離的・時間的な制約に関わらず、サテライト教室等を利用し「学び直し」の機会が得られるよう、夜間中学における遠隔授業の要件緩和を求める。特に、教員免許を持っていない者(サポーター等)の活用を認めるなど、柔軟な運用を求める。

各府省からの第1次回答

①中学校教育は対面を原則として行われるものであるため、遠隔教育特例校制度を活用する場合にも、受信側に教員を配置することが必要となります。

夜間中学も学校教育法第1条に定める「中学校」であるため、同じく、受信側に教員を配置することは必要となります。

なお、設置形態にかかわらず、夜間中学も通常の中学校と同様に教職員定数は算定され、都道府県等の申請に基づき、個別の課題等に対応するための加配定数も措置しております。

②夜間中学も学校教育法第1条に定める「中学校」であるため、登校することが必要となります。なお、夜間中学において不登校となっている場合には、「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(令和元年10月25日)において、また、病気療養児については、「小・中学校等における病気療養児に対するICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について(通知)」(令和5年3月30日)において、出席扱いとできる場合もあります。

③文部科学省においては自治体にヒアリングを行い、令和4年度より申請期間の延長・弾力化を行うなど、本制度の運用の改善を図っているところです。引き続き、本制度がより活用しやすいものとなるよう、必要な検討を行ってまいりたいと考えております。

(参考)令和4年度における遠隔教育特例校制度の運用面での改善事項

- ・申請期間について、8月1日～8月31日としていたところ、8月1日～10月31日に期間を延長した。
- ・自治体の希望も踏まえながら、4月1日と6月1日の2回に分けて遠隔教育特例校の指定を行うこととした。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

①地方においては、生徒が少数のため、分教室を設置し、教員数が小規模となることが見込まれる。また、夜間中学は生徒の学習実績が異なり、一斉授業だけでなく、個別指導にあたる場合(クラス)もある等の理由から、やむを得ず遠隔授業の受信側のクラスへの教員配置が不足することも想定される。類似の事例として、病気療養児や不登校児童生徒に対する遠隔教育では、受信側の保護者等と連携・協力関係があればよく、教員は別途定期的に対面で適切な指導を行うこととされていることから、同様の対応を求めるものである。

なお、夜間中学運営にあたっては様々な状況があり得るため、具体的な教員定数に基づいた議論を行うことは現実的ではなく、遠隔授業の実施方法の選択肢を増やすことで夜間中学を設置しやすくするという観点から、地方の実情に応じた柔軟な対応を検討いただきたい。

②令和4年度実態調査(文部科学省)では、夜間中学に通う生徒で学齢期はおらず、16歳以上のみとされていたが、それでも指定の通知が適用されるという理解でよいか。

また、夜間中学は元不登校児童生徒が多くなると見込まれ、一時的に心身が不安定な状態となる場合や、開校時間帯が夜間のため、交通事情により登下校が困難となる場合など、一般的な中学生と事情が異なることから、登校を前提としつつも、やむを得ず登校できない場合のみ出席扱いとする等の夜間中学の特性に沿った措置を検討いただきたい。

③夜間中学にかかる遠隔授業は、遠隔教育特例校制度に基づく、多様なメディアを高度に活用した先進的な教育のみならず、多くの教員を配置できない学校におけるインフラ的役割を果たすものと考えられる。

よって、①生徒数など変動しやすい項目について、毎年度実施計画の変更申請を要することや②生徒の保護者(生徒が成人している場合や高齢の生徒等に保護者がいない場合も想定される)等による毎年度の評価やその結果公表を要することの必要性が先進的な教育と同様にあるとは言い難いことから、制度利用の要件を緩和い

ただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

要件を緩和できない具体的な理由がある場合にはそれを明確に示すべきである。中学校教育については、柔軟な運用が可能となるよう、人材確保が困難な状況を踏まえ、提案団体の提案を踏まえて積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

新型コロナウイルス感染症の蔓延期において、デジタルを活用した遠隔授業が行われていたことからすれば、様々な属性の方が通う夜間中学の特性を踏まえ、夜間中学に通いたい方に対して学ぶ機会を提供すべく、以下の制度要件の緩和を早急に検討すべきではないか。

①配信側の教員と協力し、配信側の教員の示す板書や資料等を生徒が見やすくなるような工夫や機器の管理・操作など受信側の教員に求められる役割は、教員に依らずとも可能ではないかと考えられる。

また、教育機会確保法(※)により、全ての地方公共団体に、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられ、夜間中学が少なくとも各都道府県・指定都市に1校は設置されるよう推進している中、通学が困難な地域に居住する方も学べる機会を確保すべく、デジタルを活用した分教室を設置しやすくするなど、地域の実情に応じて柔軟な対応を検討すべきではないか。

(※)義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年法律第105号)

②開校時間帯が夜間となるため、交通事情によっては登下校が困難となる場合が生じるなど通常の中学校とは特性が異なることを踏まえ、登校することを前提としつつも、やむを得ず登校できない場合には、自宅でICT等を利用した学習活動を行った際も出席扱いとする等の措置を検討すべきではないか。

各府省からの第2次回答

①教育機会確保法の趣旨を踏まえ、全ての地方公共団体に、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることとされているが、通学が困難な地域に居住する方にも学ぶ機会を確保すべく、例えば、地域の公民館や自宅などで、夜間中学の授業を配信で受けたいという方に対して、配信して傍聴していただくことも可能。できるだけ多くの方が学ぶ機会を確保できるように、こうした方法を令和5年度中に地方公共団体に周知してまいりたい。

②夜間中学の生徒が、やむを得ず登校できない日がある場合にも学びを継続させるため、①の配信を活用することも含めて、自宅でICT等を活用した学習活動を行うことも可能。夜間中学が把握した当該学習の計画や内容が夜間中学の教育課程に照らし適切と判断される場合には、評価の結果を通知表その他の方法により生徒に積極的に伝えることは、生徒の学習意欲に応える上で意義が大きい。そのため、夜間中学において、こうした学習の評価も活用できることを令和5年度中に地方公共団体に周知してまいりたい。

③御提案を踏まえ、遠隔教育特例校の実施計画書の様式や実施要項の改正等を検討し、本制度の更なる運用の改善を図ってまいりたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【文部科学省】

(16)義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平28法105)

夜間中学(14条)におけるオンラインの活用については、夜間中学の設置を促進し、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図る観点から、以下のとおりとする。

・できるだけ多くの者に対して学ぶ機会を提供できるように、対面での授業を原則とした上で、サテライト教室や自宅などで授業の配信が受けられること、当該配信による成果を含めた総合的な評価により修了が認められる場合もあり得ること、高等学校入学者選抜においては進学上の不利益が生じないように配慮することなどにつ

いて、地方公共団体に令和5年度中に通知することなどを通じ、オンラインを活用し、教師等がより児童生徒等に寄り添う質の高い教育の実現に向けた取組を推進する。

・遠隔教育特例校(学校教育法施行規則(昭22文部省令11)77条の2)の指定申請については、次回の遠隔教育特例校の申請手続に向けて、地方公共団体の事務負担を軽減するため、実施要項及び実施計画書の様式の見直し等を含め、本制度の更なる運用改善のための検討を行い、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

47

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

幼保連携型認定こども園の保育教諭等に係る免許等の特例措置の延長

提案団体

大阪府、滋賀県、京都府、京都市、大阪市、堺市、神戸市、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等について、本来、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要とされているが、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行後10年間(令和6年度末まで)において設けられている特例措置を当分の間延長すること。

具体的な支障事例

幼保連携型認定こども園の保育教諭に係る資格要件について、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行後10年間(令和6年度末まで)は、以下の特例措置が設けられている。

- ①幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかの免許・資格を持つ者は、保育教諭等になることができる。
- ②保育所、幼稚園、認定こども園等における一定の勤務経験を評価することにより、もう一方の免許・資格取得に必要な単位数を軽減する。

しかしながら、本特例措置が解除される令和7年度以降は、新規資格取得者等の一方のみの免許・資格を有する者がもう一方の免許・資格を取得する場合、試験に合格するか、大学等において必要な単位を取得し卒業する必要がある。試験については一定の不合格者が発生するものであること、また、大学等における単位の取得について、特例措置が解除されることで取得に数年を要することとなり、施設勤務を続けながらの取得は現実的に困難であることから、今後新しく両免許・資格併有を希望する者は著しく減少すると考えられる。本来であれば、幼稚園教諭免許状及び保育士資格を一本化した資格を創設することが望ましいと考えているが、現状においても、幼保連携型認定こども園で勤務する者の中に一方の免許・資格のみ保有する者がおり、これらの者が特例措置解除後に片方の免許・資格でも勤務可能な施設へ流れることで、幼保連携型認定こども園における職員の確保が困難になると想定される。また、職員が確保できないことにより、今後、幼保連携型認定こども園への移行や開設を阻害・抑制する要因となるほか、幼保連携型認定こども園から他の保育所等への移行が進む要因となる可能性がある。

本府では幼保連携型認定こども園の占める割合が高いことから、本件を喫緊の課題と捉えており、保育現場からも懸念の声が届いている状況である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

これまでどおり、一方のみの免許・資格を有する者が、もう一方の免許・資格を取得する場合の要件が軽減されることで、幼保連携型認定こども園における安定した人材確保が可能となる。また、幼保連携型認定こども園へのスムーズな移行が実現できる。

根拠法令等

・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第15条第1項

- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第5条(保育教諭等の資格の特例)
- ・教育職員免許法附則第18項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、旭川市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、新潟市、長野県、刈谷市、大阪市、島根県、大村市、熊本市、宮崎県

○当市では公立の幼保連携型認定こども園15園を運営しており、今回の経過措置の満了により、幼稚園教諭免許状及び保育士資格のいずれか一方しか取得していない職員の多くが保育士として配置できなくなる見込みである。該当者には数年前より、免許状等の取得を促してきたが、保育現場を離れ、自費で研修を受ける必要があることから免許状等の取得が進まず、特に60歳前後の会計年度任用職員の該当者は、まだ保育士として活躍できるにもかかわらず令和6年度末をもって退職を希望する見込みである。保育人材不足という課題に対し、元気な高齢者が社会を支えるという考えから高齢者等活用促進加算の仕組みがあるよう、先に挙げた該当者は保育現場での実績、経験が豊富で貴重な人材である。例えば勤務年数・時間が一定数以上を超過している保育士は、経過措置をさらに延長できる仕組み等について検討をお願いしたい。

○当市においても、幼保連携型認定こども園への移行希望施設から、一方のみの免許・資格のみを有する保育従事者についての相談を受ける事例が少数ながら存在する。

○既存施設のうち、今後認定こども園への移行を検討している施設もあると考えられるため、円滑な認定こども園移行を図るためにも、当該経過措置の延長が必要かと考えられる。

○本特例措置が解除される令和7年度以降は、幼保連携型認定こども園における職員の確保が困難になると想定される。また、職員が確保できないことにより、今後、幼保連携型認定こども園への移行や開設を阻害・抑制する要因となるほか、幼保連携型認定こども園から他の保育所等への移行が進む要因となる可能性がある。

各府省からの第1次回答

平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行後10年間(令和6年度末まで)としている、幼保連携型認定こども園の保育教諭に係る資格要件に係る特例措置については、全てのこどもの育ちを保障するため、施設類型を問わず、教育・保育の質の向上を図る必要があることも踏まえつつ、期間の延長も含め、必要な検討を進めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

幼保連携型認定こども園の保育教諭に係る資格要件に係る特例措置が延長されなかった場合、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかしか有しない者は、同認定こども園の保育教諭となることはできなくなることから、同こども園における職員確保に支障が生じ、施設の移行・開設や継続した運営に大きな影響を及ぼす恐れがある。ひいては、保育の受け皿そのものが減少する可能性も生じる。

そのため、特例措置の延長の有無について、令和5年度中に方針を示すとともに、具体的な検討スケジュールを明らかにされたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等の雇用や園の運営の根幹に関わるため、特例措置の終了期限間近ではなく、早急に措置の延長を検討することを求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

特例措置の期限は令和6年度末に迫っていることから、具体的な検討スケジュールを示していただくとともに、早期に延長の方針を示していただきたい。

各府省からの第2次回答

平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行後10年間（令和6年度末まで）としている、幼保連携型認定こども園の保育教諭に係る資格要件に係る特例措置については、全てのこどもの育ちを保障するため、施設類型を問わず、教育・保育の質の向上を図る必要があることも踏まえつつ、期間の延長や検討スケジュールも含め、本年8月に設置を予定している「こども家庭審議会幼児期までのこどもの育ち部会保育士資格等に関する専門委員会」等において、ご意見を伺いながら、必要な検討を進めてまいりたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【こども家庭庁(6)】【文部科学省(5)】
教育職員免許法(昭24法147)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)
幼保連携型認定こども園における保育教諭等の経過措置(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平24法66)附則5条)の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も含め延長することとし、所要の措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

48

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

保育所等の居室面積基準の特例に係る期限の廃止

提案団体

大阪市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

保育所及び幼保連携型認定こども園における乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の居室面積に係る基準について、市町村が柔軟に待機児童対策に取り組めるよう、待機児童数等の一定要件の下で認められている「面積基準を標準に緩和する特例」(以下、「面積基準緩和特例措置」という。)に係る期限の廃止を求める。なお、廃止が難しい場合は、期限の延長を求める。

具体的な支障事例

乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の居室面積基準緩和特例措置は、令和7年3月31日で期限を迎える。待機児童の状況を考慮せず、特例措置に期限が設けられているために、期限を迎えるまでに認可定員を減少させていく必要がある。

当市では令和3～4年度において2,348人の枠を整備したものの、令和4年4月1日現在で、保育所等に入所できなかった利用保留児童が2,089人(うち待機児童は4人)おり、また、令和4年4月1日現在で、本特例措置により、660人の児童が入所している。

仮に本特例措置が廃止されれば令和7年4月1日に59人の児童が途中退所を余儀なくされるとともに、待機児童が急増することとなる。

(※)当市の本来の基準では、保育所等の居室面積基準は0歳児1人あたり5㎡、1歳児1人あたり3.3㎡、2歳児以上児1人あたり1.98㎡としており、特に0歳児は国基準より手厚い基準としているが、待機児童数も含めた利用保留児童数が多数存在することから、1人でも多くの児童が入所できるよう、やむを得ず当該特例措置を適用し、全ての年齢において一人あたり1.65㎡という基準を設定しているものである。なお、特例の適用にあたっては、児童が安全・安心に過ごせる環境であることを確認した上で実施している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

対策を講じた上でもなお待機児童が発生している現状に鑑み、当該特例措置の期限を廃止(または延長)することにより、少なくとも現時点で当該特例措置により入所が可能となっている児童を退所させる必要がなくなるとともに、今後も高い保育ニーズに応えながら柔軟に待機児童対策に取り組むことが可能となる。

根拠法令等

【保育所】

児童福祉法第45条第2項

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第4条

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施

行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令第4条

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める内閣府令

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域(厚生労働省告示)

【幼保連携型認定こども園】

就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項、附則第2項

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第7条第6項

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令附則第2項

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則附則第3条

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第二項の主務大臣が指定する地域(内閣府・文部科学省・厚生労働省告示)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、旭川市、横浜市、川崎市、長野県、熊本市

—

各府省からの第1次回答

保育所の居室面積基準は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)において、児童の身体的、精神的、社会的な発達に必要な保育の水準を確保するための最低基準として「従うべき基準」とされている。

他方、居室面積について国基準を「標準」とする当該特例措置は全国的な待機児童対策のための例外的な措置として設けられたものであるが、令和5年4月1日時点において当該特例措置の適用対象となる自治体は制度創設時の35自治体から大幅に減少し僅か2自治体となっており、実際に特例を活用しているのは提案自治体のみであることから、全国的な待機児童対策の観点から当該特例措置の政策的目標は既に達成されたものと考えられる。

また、全国的な待機児童対策などに一定の成果が見られたことを踏まえ、子育て支援については、量の拡大から質の向上へと政策の重点を移していくことが求められるが、提案自治体においては、特例措置の期限まで時間もある中、面積基準の緩和により保育の質を下げる特例措置の継続を続けるのではなく、保育の質を確保しながら、待機児童の解消ができるよう適切な対策を進めていくことが求められる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本市では、待機児童対策を最重要施策と位置づけ、平成29年度以降7年間で662億円もの予算を組み、19,783人分の受け皿と保育人材確保のため、ありとあらゆる策を講じてきたが、年々保育ニーズが上昇し、待機児童を含む利用保留児童は毎年2千人超と大変厳しい状況にある。全国的な待機児童対策の観点から政策的目標が既に達成されたとのことだが、本市では特例措置適用要件の待機児童はなお592人いる。しかも、コロナ禍後の景気回復や万博開催に伴う雇用状況の改善による就業者増、大規模マンションの建設状況等からも、保育ニーズは当面高い水準で推移すると考えている。

本措置の適用については、児童が安全・安心に過ごせる環境である要件を施設が確認し、届出の上実施しており、また、当市下限(1.65㎡/人)まで受け入れるのではなく、きょうだい入所や入所待ちの数人の入所等やむを得ない場合(適用実態は1施設平均4人、1歳児平均2.7㎡/人、2歳児平均1.85㎡/人)であるため、これまで特に問題は起こっていない。また、指導監査時には、定員の厳守や保育内容等を年1回実地で確認するとともに、立入調査権等の規定も整備することで、より厳格な取り扱いとしている。

本措置が廃止された場合、本措置適用入所児童(588人)分の入所枠を見直す必要が生じ待機児童が急増するとともに、途中退所を余儀なくされる児童が多く発生する。また、期限があると、期限までに国の面積基準による入所枠に戻すために新規入所を抑制する必要があり、新たな待機児童の発生を招くこととなるため、本措置に係る期限の廃止を求める。なお、廃止が難しい場合には、期限の延長を求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

誰もが子どもを産み、育てたいとの希望がかなえられる社会を実現するため、サービスの円滑な提供等を図ることは重要であり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

なお、「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、参酌すべき基準等へ移行すべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

本特例措置は、待機児童が100人以上など一定の要件を満たす場合の特例であって、活用団体が減少したことをもって、特例措置が不要とは言えないのではないか。

来年度以降の保育所への入所等に影響するため、本特例措置に係る期限の廃止又は延長に向けて、早期に方針をお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

8月18日の提案団体との打合せでいただいた提案をベースとして、①特例対象児童数が100人を割ったら特例を廃止する、②提案団体は整備状況を国に報告し、ヒアリングを受ける、③毎年報告いただく提案団体での整備の取組みが、果たして順調に行われているのかを判断するための材料として、令和6年度のできるだけ早い時期に、特例対象児童の解消に向けた計画を提出いただく、④特例の期限は、提案団体における直近の整備状況に照らし、特例対象児童の解消に必要な期間として、さらに4年間延長し、令和11年3月までとする。これ以上の延長は行わない。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【こども家庭庁(5)(ii)】【文部科学省(3)(ii)】

児童福祉法(昭22法164)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)

保育所の居室の床面積に係る基準(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)32条2号、3号及び6号)及び幼保連携型認定こども園の居室の床面積に係る基準(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)7条6項)を、「従うべき基準」から「標準」とする特例の適用期間については、令和6年度中に政令を改正し、令和11年3月31日まで延長することとする。また、本特例の適用団体における待機児童の解消に向けた計画の進捗状況を毎年確認し、情報提供や助言などの必要な支援に努める。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

62

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金における交付申請書の簡素化

提案団体

宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、角田市、東松島市、富谷市、山形県、福島県、広島県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金(学校を核とした地域力強化プラン)について、申請や報告に関する書類をスリム化、簡素化して欲しい。

具体的な支障事例

宮城県では令和2年度から当該補助金を活用しており、令和4年度は、県が直接実施する事業に加え、間接補助として27市町村の事業に対して補助を受けている。

国の交付要綱(学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱)では、10の様式が定められているが、それらの様式とは別に、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課地域学校協働活動推進室から発出される事務連絡で、追加の関係書類の提出を求められている。

各様式や関係書類の作成や間接補助分の取りまとめに多くの時間がかかっている。

特に、7つあるメニューのうち、「①地域と学校の連携・協働体制の構築に資する取組」「②家庭教育支援の基盤の構築に資する取組」に関する書類(エクセルデータ)が、他のメニューに比べ、作成に時間がかかっている。時間がかかる理由は次のとおり。

・書類の種類が多い

・書類の記入ルールが複雑かつエクセルの枠内、エクセルの印刷範囲外、エクセルのコメント欄、別ファイルの記述例、記入要領、Q&Aなどに分散している。

・入力量が膨大な報告様式がある

→本申請 様式1-2-②について、令和4年度宮城県では、77列×327行に入力し報告

・取りまとめしにくいシートがある。

→実績報告 様式2別表2(1)について、間接補助の市町村分の回答を行の追加により入れ込むようになっており、その都度合計欄の関数を変更する必要がある。

・エクセルのセルの結合の多用、行の追加の制限により、コピー&ペーストがしにくい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

・自治体における書類作成に係る時間の削減

1自治体あたりの削減時間:8時間

活用する自治体の数:129(都道府県、政令市、中核市)

と仮定すると、1,032時間削減

・記入方法の確認に係る時間の削減

・記入ミスに起因する手戻りの時間の削減

・国担当者における取りまとめに係る時間の削減

根拠法令等

各年度に文部科学省総合教育政策局地域学習推進課地域学校協働活動推進室から発出される事務連絡。直近では、次のとおり。

- ・令和4年本申請
令和4年5月30日付
- ・令和4年見込額調
令和4年10月12日付
- ・令和5年仮申請
令和5年2月7日付
- ・令和4年実績報告
令和5年2月14日付

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

羽後町、千葉市、沼津市、寝屋川市、岡山県、高知県、熊本市

○当市においても、7つあるメニューのうち、「① 地域と学校の連携・協働体制の構築に資する取組」「② 家庭教育支援の基盤の構築に資する取組」に対する補助金を受けており、関する書類（エクセルデータ）の作成に時間がかかっている。

時間がかかる理由は次のとおり。

- ・書類の種類が多い
- ・書類の記入ルールが複雑かつエクセルの枠内、エクセルの印刷範囲外、エクセルのコメント欄、別ファイルの記述例、記入要領、Q&Aなどに分散している。
- ・入力量が膨大な報告様式がある（本申請、様式1-2-②）
- ・報告様式の一部を修正した場合、修正を要する様式と要さない様式が複雑化している。

各府省からの第1次回答

御指摘を踏まえ、事業の申請や報告に際して提出いただく書類や報告を求める事項を整理し、真に必要な事項であるか、重複が無いかな等を整理した上で、入力事項の精選を行うこととします。

自治体における書類作成の負担が軽減できるよう様式の改善に努めるほか、入力に当たっての注意事項を整理し、わかりやすい記入要領等の作成を行うこととします。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案の意図を汲んでいただき感謝する。回答のとおり改善を進めていただきたい。また、改善をしていただくにあたり、以下の点について示していただきたい。

- ①事業の申請や報告に際して提出する書類や、報告する事項を整理していただく上で、様式によっては入力項目が多く、補助金の要件上、必要な情報か疑義が生じるものも散見されるため、不要な項目は削除していただきたい。
- ②書類を作成する上で、書類の記入ルールがエクセルの枠内、エクセルの印刷範囲外、エクセルのコメント欄、別ファイルの記述例、記入要領、Q&Aなどに分散して記載されており、複雑かつ分かりづらい内容となっているため、いずれかに統合したかたちで示していただきたい。
- ③具体的な対応時期を示していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

①について

各種書類の入力事項には、補助要件の確認のために必要な事項のほか、本事業の改善・充実のために必要な事項も含んでいるため、補助要件以外の事項全てを削除することは困難ですが、入力事項の精選を行い、事務負担の軽減を図ります。

②について

御指摘を踏まえて、記入要領の統合や様式の見直しを進め、事務負担の軽減を図ります。

③について

令和6年度事業から改善する予定です。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【文部科学省】

(21) 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金（学校を核とした地域力強化プラン）

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金（学校を核とした地域力強化プラン）については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、提出書類の入力事項の削減、様式の見直し、入力時の注意事項の整理及び一覧性のある記入要領の作成などの改善方策を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

89

提案区分

A 権限移譲

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

児童相談所を教育委員会が所管する機関として設置することができるよう、児童福祉法上の一時保護に係る権限等を地方公共団体の長から教育委員会へ委任可能とすること

提案団体

北区

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

- ①児童福祉法に規定される、立入調査(同法第29条)及び一時保護(同法第33条第2項)等に係る地方公共団体の長の権限を教育委員会に委任することができることとする規定を設けること。
- ②児童相談所長及び所員は地方公共団体の長の補助機関である職員とする児童福祉法第12条の3第1項を改正し、教育委員会の補助職員についても配置可能とすること。

具体的な支障事例

当区では、平成28年度以降「子育て」と「教育」の両部門の連携を強化し、子ども、親、家庭、地域、学校への施策を、より効果的・効率的に展開するという目的のもと、児童福祉等に関する事務を所管する部署を教育委員会に設置している。

近年、児童虐待の件数は増加しており、家庭と地域、学校が連携をして、子どもたちの健やかな成長を見守る取り組みなど、子育てと教育の更なる連携が求められている。

一方で、児童相談所長及び所員は地方公共団体の長の補助機関である職員とすると定められ(児童福祉法第12条の3第1項)、また、立入調査(同法第29条)及び一時保護(同法第33条第2項)等に係る権限は地方公共団体の長の権限とされていることから、児童相談所を教育委員会が所管する機関として設置することができないものと解される。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

児童相談所への虐待通告など、児童虐待に関する情報は、子どもの日々の様子を把握することのできる学校や保育所、児童館からの情報提供も多く、これらの施設との連携が重要になる。当区では、「子育て」と「教育」について一体的に取り組むといった観点から、これらの施設がすべて教育委員会に属しており、児童相談所が教育委員会に設置されることで、迅速な対応が可能となり、子どもの安全性を高めることが出来る。

また、一時保護された子どもにおいては、様々な理由から学校への通学が困難な子どもがいる。そのような子どもに対し、児童相談所の学習指導員と同施設内にある教育総合相談センターの教育相談員が相互に連携し、子どもの学習を支えることで、一時保護された子どもに対しての学びや育ちを保証することが出来るようになり、学校へ復帰できた際にも、学習に関して不安を抱えることなく通学することが出来るようになる。また、児童相談所が教育委員会に設置されることで、学校と児童相談所における通学後の情報共有についてもスムーズに進めることが出来る。

他にも、子どもたちの個人情報を同一の執行機関で管理することが可能となり、個人情報のより適切な管理も可能となる。

根拠法令等

児童福祉法第 12 条の3第1項
児童福祉法第 29 条
児童福祉法第 33 条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

羽後町、横浜市、長野県

—

各府省からの第 1 次回答

児童福祉法第 33 条に規定する児童相談所長による一時保護の権限や同法第 29 条に規定する都道府県知事等による立入調査の権限は、強制力を伴い、また、その判断の誤りによっては児童の生命や身体に重大な危険が及ぶものであり、所員に関する規定（同法第 12 条の3）等により専門性が担保されている児童相談所が行う必要があると考えている。こうした所員の専門性の担保なく、教育委員会に対する委任規定を設けることは困難である。

また、児童相談所については、上記のとおり強制力を伴うといった性質も有する業務の適切な処理を厳に図るため、所長については地方公共団体を代表・統括する立場である都道府県知事に、所員については所長に、それぞれ監督を受けるものとされており、都道府県知事とは位置づけや所掌が異なる教育委員会の補助職員を配置することは課題が大きいと考える。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答は、児童福祉法第 12 条の3に規定する児童相談所員の専門性が教育委員会に担保されていないことを前提とした内容となっている。しかし本区では、子ども家庭支援センターにおいて子どもの相談窓口、児童虐待通告（相談）窓口等、専門知識を有する職員を配置している。また平成 25 年度以降、毎年計画的に児童相談所への職員派遣を実施し、育成に努めている。（令和5年度実績：事務職、福祉職、心理職、一時保護所職員計 22 名）合わせて区児童相談所開設（令和8年度）に向け、課題解決や職員の育成・ケアを目的に帰庁報告会を年数回開催している。

以上のとおり、教育委員会の補助職員を配置することについて対応策を講じているところではあるが、後段の「都道府県知事とは位置づけや所掌が異なる教育委員会の補助職員を配置することは課題が大きい」とする見解が示されたことから、現行法の考えの下、適切に対応することとしたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

住民サービスの向上のため、国・都道府県・市町村・民間事業者・NPO 又は公益法人等、関係者同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。

国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係や民間等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用できるよう、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

教育委員会の職員の専門性の向上のための取組を行っていただいているとのことだが、一時保護や立入調査等の権限は強制力を伴い、その判断の誤りによっては児童の生命や身体に重大な危険が及ぶ可能性があるという性質上、児童福祉法第 12 条の3に規定する専門性が担保されている児童相談所が行う必要があると考える。

引き続き教育委員会をはじめとする関係機関と連携しつつ、適切にご対応いただきたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

—

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

103

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

文部科学省 WEB 調査システム (EduSurvey) での私立学校への調査にかかる都道府県経由事務の廃止

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

文部科学省 WEB 調査システム (EduSurvey) の本格稼働にあたり、私立学校への調査の際の都道府県経由事務 (督促、回答確認等) を廃止すること

具体的な支障事例

私立学校への調査等においては、令和4年度に文部科学省が WEB 調査システム (EduSurvey。以下、「本システム」という。) の試行を開始し、約 30 件の調査が本システムにより行われた。令和5年度からは本格稼働の予定となっていると理解しているところ、本システムを使用すれば、学校・幼稚園が県を経由せずに文科省へ直接回答することが可能である。

<支障事例>

令和4年に行われた本システムを使用した試行調査においては、県に対して提出状況の確認や回答の督促等の依頼がされており、県経由の事務が発生している。

例として、令和4年7月25日に事務連絡を受けた「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査の実施について」に基づく調査では、文科省主導の調査で初めて各回答者から本システムに直接回答する方法がとられたが、学校・幼稚園の回答の有無や内容等について県が最終の確認をすることとされ、実際に督促等を行うなど負担が発生している。

また、試行期間中ではあるが、本システムを利用しない Excel 形式の調査が複数回行われており、令和5年度の本格稼働後においても併用がされることになれば、都道府県の負担が生じ、本システム導入の趣旨から不合理である。

【参考】

下記調査については、本システムが使用されず、Excel ファイルによる回答が求められており、県が全対象者宛に通知し、とりまとめを行って文科省に報告する方法で調査が実施された。

令和4年9月26日事務連絡「体罰に係る実態把握について」

同12月5日「令和4年度特別支援教育に関する調査について」

調査の督促等には多大な労力を要し、突発的調査 (例として令和4年度では園バス事故を受けての実態調査等) や新規調査については通常業務のスケジュールを遅延させる要因となるため、大きな支障となっている。

制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

行政のオンライン化が促進され、地方公共団体の業務負担が軽減される。

根拠法令等

事務連絡

学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査の実施について
事務連絡
体罰に係る実態把握について
事務連絡
令和4年度特別支援教育に関する調査について
等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、神奈川県、兵庫県、山口県、宮崎県、鹿児島県

○当自治体においても提案団体同様の負担が生じており、負担の軽減を希望するため。実現にあたっては、文科省 WEB 調査システムは学校による調査票選択の誤りを誘発する画面設計であるなど課題があるため、その改善をお願いしたい。また、都道府県別の集計結果や各学校の最終回答を所轄庁へ提供していただくようお願いしたい。

各府省からの第1次回答

文部科学省 WEB 調査システム (EduSurvey) を活用した私立学校への調査における具体的な集計方法 (所轄庁経由の可否等) や集計結果の所轄庁への提供の是非等については、実施する調査の性質等に鑑み個別に検討されるものであるが、いただいた御意見も踏まえつつ、集計方法や集計結果の扱い等について各調査ごとに適切に判断してまいりたい。
また、本調査システムについて、いただいた御意見も踏まえつつ、引き続き必要な機能改修を行うことで、更なる調査での活用を促進してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

WEB 調査システム (EduSurvey。以下、「本システム」という。) を使用すれば、学校・幼稚園が県を経由せずに文科省へ直接回答することが可能である。それにもかかわらず、都道府県に対して提出状況の確認や回答の督促等の依頼を行うことは、システム導入の趣旨に照らし不合理である。
最終確認や回答督促等、都道府県経由事務については、多大な負担が発生しているため、廃止していただきたい。
また、令和4年度は試行期間中とのことであったが、本システムを利用しない Excel 形式の調査が複数回行われた。令和5年度の本格稼働後においても Excel 形式の調査が併用がされることになれば、都道府県の負担となる。本格稼働後は、本システムの使用を徹底いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

従来通りエクセル等で調査を行う場合も、文部科学省 WEB 調査システム (以下、EduSurvey という) で調査を行う場合も、調査における具体的な集計方法等については、実施する調査の性質等に鑑み個別に検討されるものである。
私立学校については、私立学校法 (昭和二十四年法律第二百七十号) 第四条において、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校の所轄庁は、都道府県知事であることが定められているところ、これらの学校につき、文部科学省においてその状況を網羅的に把握しているわけではない。したがって、これらの私立学校について、個別の回答状況等を文部科学省で把握し、直接督促や不備の指摘等を行うことは困難であるため、都道府県においてとりまとめをしていただく必要があると考えている。また、文部科学省が個別の私立学校に連絡をと

ることは、作業負担としても難しい面があり、結果として業務に多大な滞りが生じることも懸念される。一方で、調査に係る都道府県の事務負担は多大であると理解しており、都道府県による最終確認や回答督促等は最低限になるよう調査実施に際して精査していくとともに、Edusurvey の機能改修等を行い更なる調査での活用を促進することにより、可能な限り都道府県の負担軽減を図るよう努めてまいりたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【文部科学省】

(24) 都道府県知事が所轄する私立学校への調査

都道府県知事が所轄する私立学校への調査については、「文部科学省 WEB 調査システム (EduSurvey)」の更なる活用を促進するなど、都道府県の事務負担の軽減に資する方策を検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

109

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

文化財関係国庫補助金申請等手続の電子化

提案団体

埼玉県、福島県、さいたま市、行田市、所沢市、東松山市、深谷市、上尾市、入間市、朝霞市、静岡県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

文化財関係国庫補助金の手続において、現状の紙媒体での提出方法を早急に見直すこと。

①見直しに当たっては、手続に係るオンラインシステムを構築し、申請や計画変更承認等の手続を同システム内で完結できることが望ましい。

②システムの構築に時間を要する場合、PDF等電子データでの提出を可能とすること。さらに、データ容量が膨大になることが想定されることから、BOX(クラウドストレージ)での提出を可とすること。

具体的な支障事例

【現行制度】

文化財保護法に基づく文化庁への文化財関係国庫補助金申請手続については、文化庁文化財補助金交付規則や文化財保存事業費関係国庫補助実施要領にて紙媒体での提出が前提と思われる記載(「提出部数1部」)がある。また、申請時期に文化庁から発出される申請案内にて紙での提出が指定されている。

申請に先立つ事業計画照会の回答方法が、提出時期に文化庁から発出される提出案内にて紙での提出が指定されている。

【支障事例】

市町村から提出された書類を県で取りまとめているが、様式誤りや計算ミス等が散見されるため、確認に多大な事務負担が発生している(1件当たり20分×年間100件程度)。例えば市町村職員がシステム入力する形式での申請が可能となれば、ミスを検出し訂正を促すことが自動化でき、事務負担が軽減される。

申請や実績報告時に大量の書類を紙で提出しており、事務処理に時間を要している。

書類の並び順にも指定があるため揃えるだけで時間がかかり、業務時間の圧迫や紙の使用量に影響が出ている。

全て紙媒体での提出のため、執務室内や書庫での文書保管スペースの確保に苦慮している。

修正等が必要となった場合に、紙媒体で再度作成し、再提出するための事務と期間を要する。

現在の紙媒体による提出方法においても書類の枚数が相当数に上ることから、メール等での提出では、データの送信(データ量)に当たり支障が生じることが想定される。補助金申請ではないが、一部の調査票はBOXでの提出が認められている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

行政のオンライン化が促進され申請者の利便性が向上する。

根拠法令等

文化庁文化財補助金交付規則、文化財保存事業費関係補助金交付要綱、文化財保存事業費関係国庫補助実

施要領及び各国庫補助要項

令和4年10月14日付け事務連絡「令和5年度文化財補助事業計画について(照会)」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、羽後町、福島市、茨城県、ひたちなか市、前橋市、豊橋市、羽曳野市、兵庫県、広島市、熊本市

○文化財関係国庫補助金申請手続等については、国から紙媒体での提出が指示されているため、書類郵送の手間と到着までの時間的なロスが生じる。オンラインシステムを構築することで、本市としても事務量の削減が期待できる。

○データ提出となれば、提出期限までに余裕が生まれ、確認作業に時間を費やすことができる。

○文化財関係国庫補助金申請書や実績報告書等の作成において、大量の紙書類を用意するため、資料の印刷や順番通り整えるのに時間を要している。また、紙提出の場合、修正後の差替えが煩雑になりやすく、文書管理の面でも問題が発生しやすい。

○地理的な問題から、申請書等の提出や修正文書の差し替えなど、紙媒体でのやりとりに期間を取られ、一部の市町村と県の業務時間の圧迫を招いている。

○具体的な支障事例で指摘されている、「①申請や実績報告時に大量の書類を紙で提出しており、事務処理に時間を要している。様式誤りや計算ミス等の確認に多大な事務負担が発生しているため、市町村職員がシステム入力する形式での申請を構築することにより、ミスを検出し訂正を促すことが自動化でき、ミスの防止及び事務負担の軽減につながると考えられる。②書類の並び順にも指定があるため揃えるだけで時間がかかり、業務時間の圧迫や紙の使用量に影響が出ている。③全て紙媒体での提出のため、執務室内や書庫での文書保管スペースの確保に苦慮している。④修正等が必要となった場合に、紙媒体で再度作成し、再提出するための事務と期間を要する。」の4点は全て本市においても該当するものであり、行政のオンライン化が適切であると考える。

○文化財所有者や市町等から紙媒体で提出された書類の確認に多大な事務負担が生じている。システム入力形式での申請になり、自動エラーチェックができるようになれば、事務負担が大きく軽減される。

○作成者(担当)で書式に違いがあり、積算等を電卓で検算するなど計算ミスに繋がる状況。紙提出も資料が膨大で、順に揃えるだけでも時間を要している。システム申請であれば、計算ミス等を防ぐことができ、また紙提出が不要であれば、かなりの事務処理が削減が期待できる。

各府省からの第1次回答

文化財補助金に係る書類の提出方法の見直しに当たり、オンラインシステムの構築については、各自治体において導入可能かどうかなどの予備調査やシステム設計検討、予算確保等を行う必要があります。今後、御提案については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣議決定)を踏まえ、検討を進めて参ります。

また、オンラインシステムが構築されるまでの間においては、PDFファイル等の電子媒体による提出を検討して参ります。検討に当たっては、複雑・大型の設計図面など電子化への対応が直ちには馴染まない書類があることや、補助金関係文書の管理や確認が複雑になり事務量が增大することがないように留意したいと考えます。このため、御提案を踏まえて、補助金事務をより適切かつ効率的に進める観点で可能なものから段階的に電子化対応ができるよう検討して参りたいと考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

オンラインシステムの構築について、検討を進めていただけるとの前向きな回答をいただき感謝申し上げます。行政手続のオンライン化促進に資するため、実現に向けて検討を進めていただきたい。

オンラインシステム構築までの経過措置としてのPDFファイル等の電子媒体による提出に当たっては、早期の実現を目指し、検討の内容及び実現までのスケジュールについてもお示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

システムの構築については、今年度中に要件定義に必要な予備調査のための予算要求を行い、来年度(令和6年度)中に予備調査を行います。その結果を踏まえ、令和7年度以降での具体的なシステム構築に向けたスケジュールを検討してまいります。

また、PDFでの申請受付を可能とすることについては、国と都道府県の関係部局において対応可能な資料を予め確認・調整する必要があり、その検討を本年度中に行い、令和6年度以降の申請で対応可能なものから行っていくこととします。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【文部科学省】

(6)文化財保護法(昭25法214)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179)文化財保存事業費関係国庫補助金の申請等の手続については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、申請や実績報告等に係る書類の電子データによる提出を可能とする方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を構ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

112

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

幼保連携型認定こども園における園庭の面積基準に係る園児の年齢基準日の明確化

提案団体

浜松市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園の設備基準における園庭の面積基準について、園児の年齢基準日を年度初日の前日とし、その旨の明確化を求める。

具体的な支障事例

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第6条第7項で定められている園庭の面積基準について、年齢基準日が「年度初日の前日(いわゆる学年)」であるのか「誕生日(いわゆる満年齢)」であるのか明確になっていない。当該基準日が満年齢である場合、日々必要な園庭面積が変動することとなり、施設や市区町村における管理が煩雑となる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

園庭の面積基準の管理の効率化による事業者及び指定都市等の事務負担の軽減が図られる。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第1条第1項第2号、第6条第7項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、旭川市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、長野県、島根県、熊本市、鹿児島市

○当該基準省令第6条第7項は「満三歳以上」等の規定があるところ、基準日が満年齢となると日々必要な園庭面積が変動することとなり、円滑な面積基準の認定の支障となる。

各府省からの第1次回答

保育所等における屋外遊戯場・園庭の面積基準については、利用者の処遇・安全・生活環境に直結し、かつ、保育の質等に深刻な影響が生じうる事項であることから、児童の人数及び年齢に応じて最低限の基準を定めるとともに、安定的な制度運営のため、児童の年齢基準日を年度初日の前日とすることが基本となると考えている。これは、平成29年の地方分権改革に関する提案に対する回答において、保育士の人員配置基準についてお示したところと同趣旨によるものである。
いずれにしても、各自治体において適切に御対応され、必要があれば個別に疑義照会をいただくものと承知し

ている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(以下「省令」という。)第6条第7項第2号より、園庭は「満2歳以上」が面積基準に算入されることが定められている。
児童の年齢基準日については、年度初日の前日とすることが基本となるとのご回答をいただいていることから、年度初日の前日時点で満2歳以上である児童が園庭の面積基準の対象になると解釈できると認識しているもの、ご回答の記載では「基本」となっていることで、それ以外の解釈もありうるのかを含め、各自治体や施設向けの文書等で明確化されたものがない状況の中で確定的な判断ができない事態となっている。
本提案は、追加共同提案団体として複数の自治体からも賛同を得られているものであり、また、面積基準は、利用者の処遇・安全・生活環境に直結し、かつ、保育の質等に深刻な影響が生じうる事項として、全国一律に「従うべき基準」として省令で最低基準が示されているものである。個別の疑義照会に対応いただくのではなく、全国の自治体・施設が基準を遵守し、適切な制度運営を行うためにも、通知等で明確にしていきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

年齢基準日については、これまで公には統一的な取扱いを求めてこなかったことから、自治体によっては、例えば誕生日を基準に算定するなど、年度初日の前日以外を基準日としているところもあると想定される。
今後、当庁においては、平成29年の分権提案に対する回答で職員配置基準についてお示したのと同趣旨により、「児童の年齢基準日は年度初日の前日とする」旨の事務連絡の発出に向けて前向きに検討を進めていく。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(令和5年12月22日閣議決定)記載内容

5【こども家庭庁(5)(i)】【文部科学省(3)(i)】
児童福祉法(昭22法164)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)における屋外遊戯場及び園庭の面積算定に係る児童の年齢の基準日については、年度初日の前日であることを、地方公共団体に通知した。
[措置済み(令和5年12月7日付けこども家庭庁成育局保育政策課・文部科学省初等中等教育局幼児教育課事務連絡)]

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

114

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

一時預かり事業の開始に係る提出書類のうち収支予算書等の提出を不要とすること

提案団体

浜松市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

一時預かり事業を開始する際の届出において児童福祉法施行規則第36条の33第1項及び第2項において提出が義務付けられている収支予算書、事業計画書及び定款について、認定こども園、保育所等において通常の保育サービスと一体的に運営されている場合は、提出を不要とすること。

具体的な支障事例

一時預かり事業の特性として、認定こども園、保育所等において通常の保育サービスと一体的に運営されていることがほとんどであり、それに付随した事業である一時預かり事業のみの収支予算を確認する必要性がない。また、事業計画書については事業規模の大きい認定こども園や保育所の認可申請の際にも提出を求めているため、一時預かり事業においても同様に提出は必要ないと考える。加えて、定款についても、認定こども園、保育所等が子ども・子育て支援法に基づき確認を受ける特定教育・保育施設等として既に提出されているものであることから、事業者にとっても自治体にとっても重複する事務が負担となっている。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提出書類の簡素化による事業者及び指定都市等の事務負担の軽減が図られる。

根拠法令等

児童福祉法第34条の12第1項
児童福祉法施行規則第36条の33各項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、千葉市、相模原市、新潟市、長野県、沼津市、大阪市、大村市、熊本市

—

各府省からの第1次回答

保育所、認定こども園等において行う特定教育・保育と、児童福祉法第6条の3第7項に基づく一時預かり事業は、別の事業である。また、特定教育・保育に要した経費は施設型給付費により支給され、一時預かり事業に要した経費は子ども・子育て支援交付金により支弁されるように、財政上の措置も異なる。児童福祉法施行規則第36条の33第1項及び第2項では、一時預かり事業について届出を行うべき事項を定

めており、上記のとおり、保育所、認定こども園等において行う特定教育・保育とは事業及び財政上の措置が別であることから、収支予算書、事業計画書及び定款について提出を不要とすることは困難である。
なお、児童福祉法施行規則第36条の33第2項に規定のとおり、都道府県知事がインターネットを利用して内容を閲覧することが出来る場合は、収支予算書及び事業計画書の提出は不要とされている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

子ども・子育て支援法に規定されている特定教育・保育施設や特定地域型保育事業と、児童福祉法に規定されている一時預かり事業が別事業であることは承知しているが、保育を必要とする子どもを預かるという点では同じであり、また、一時預かり事業は特定教育・保育施設や特定地域型保育事業と一体的に行われているケースが大半であると認識している。
事業や財政上の措置が異なるということのみをもって、事業者書類を求め意義は乏しく、一時預かり事業の開始に係る提出書類のうち収支予算書等の提出の義務付けは不要と考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

教育・保育に要した経費と一時預かり事業に要した経費は財政措置が別であるため、一時預かり事業の実施場所が保育所等であることをもって、収支予算書の提出を不要とすることは困難である。また、同様に別事業であることから、保育所等における書類の提出の要否により、一時預かり事業に係る事業計画書等の提出を不要とすることは困難である。
なお、児童福祉法施行規則第36条の33第2項に規定のとおり、都道府県知事がインターネットを利用して内容を閲覧することが出来る場合は、収支予算書及び事業計画書の提出は不要とされている。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【こども家庭庁(1)(iii)】【文部科学省(2)】
児童福祉法(昭22法164)
一時預かり事業を行う際に届出が必要な事項(34条の12第1項及び施行規則36条の33第1項)のうち、インターネットを利用してその内容を閲覧することができるものについては、地方公共団体及び事業者の事務負担を軽減するため、届出を不要とすることを検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

117

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

公立学校施設整備費国庫負担事業の事務処理方針において、2か年を限度とされている公立学校施設整備費負担金の国庫債務負担について、2か年を超える設定を可能とすること

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

公立学校施設整備費国庫負担事業の事務処理方針(6-(1)-1)において、公立学校施設整備費負担金の国庫債務負担は2か年以内とされているが、2か年を超える設定を可能とするよう見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行の取り扱いについて】

公立学校施設整備費国庫負担事業の事務処理方針(6-(1)-1)において、国庫債務負担行為に係る事業は、認定申請の翌年度内までに事業が完了するものについて、交付の対象とすることとされている。

【支障事例】

財政法上では、5年まで認められている国庫債務負担について、公立学校施設整備費負担金においては、2か年までしか認められていないことから、3か年以上の負担金事業について、地方自治体の単独の負担により実施せざるを得ない。

【制度改正の必要性】

学校規模の適正化を図る統合事業や義務教育学校の新築のような、規模が大きく、全額負担金の対象となる工事が増加していることに加え、令和6年度から、工事の完全週休2日制が導入されることや建設資材の高騰・品不足、人材不足の影響等もあり、2か年の工期で収まらない負担金事業が生じることが明らかな状況。

なお、令和元年に成立した新・担い手三法のうち、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」では、工期の平準化の取組が地方公共団体の努力義務とされ、その具体的な取組として、債務負担行為の活用が関係省庁から示されているところ。

【支障の解決策】

公立学校施設整備費負担金において、2か年を超える国庫債務負担の設定が可能となれば、地方自治体の負担が減り、学校施設整備を円滑に推進できると考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【制度改正の効果】

3か年以上の負担金事業に係る、地方自治体の財政的な負担が軽減されることで、学校施設の老朽化対策や防災・減災機能の強化等の学校施設整備事業を計画的に推進することが可能となる。

根拠法令等

公立学校施設整備費国庫負担事業の事務処理方針

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、羽後町、茨城県、千葉市、松戸市、東京都、相模原市、海老名市、豊橋市、三重県、京都府、大阪市、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島市、高松市、熊本市、宮崎県

○管内自治体において、当初2か年での事業完了を見込み、負担金の活用を予定していた工事について、実施設計後に3か年の工事となることが判明したため、負担金を活用して整備できなかった事例があった。

○現行の負担金における国庫債務負担行為（補助対象）期間の上限は2か年であるが、上記のとおり校舎の整備規模が大きくなることに加え、令和6年度からは工事の完全週休2日制も導入されること等から、本市で予定している新設校の工事期間は3か年に及ぶと見込んでおり、現行の2か年という国庫債務負担行為の期間では、負担金の補助対象とならない。

○令和6年度から、工事の完全週休2日制が導入される。その結果、新築等大規模工事の場合、工期の長期化により公立学校施設整備費負担金で定められている2か年以内に収まらないことが危惧される。

○財政法上では、5年まで認められている国庫債務負担について、公立学校施設整備費負担金においては、2か年までしか認められていないことから、3か年以上の負担金事業について、地方自治体の単独の負担により実施せざるを得ない。

なお、本市では、令和6年度の事業量調べにおいて、負担金事業の対象となる新增築2校（中学校1校、義務教育学校1校）が3か年の工期となっており、事業計上できない見込みである。

○近年、府内の学校設置者においては、学校施設の老朽化に伴い、校舎等の改築などの長い工期を要する工事が多く行われる傾向にあり、加えて、工事の完全週休2日制が導入されたことや、建設資材の高騰・品不足、人材不足の影響等で、ますます工期が伸びる傾向にある。当府で所管する特別支援学校の建築等工事についても、3か年での工事を予定しているところであるが、国庫負担金の取得期間は現状2か年までしか認められていないことから、補助金申請に関し課題が生じている。

○当区においても、3か年の工期がかかる区立小学校の増築工事において、負担金が2か年分しか申請できない事象が生じている。

○義務教育学校の整備や学校の再編など3か年以上にわたる事業が今後増えていくことが予想されている。3か年以上の負担金事業が認められれば、発注形態の選択肢も広がり、予算の平準化などの効果も期待できると考える。

○建設業における週休2日制の導入（令和6年度）に伴い工期が延長することに加え、想定外の地中障害物や土壌汚染の影響により工期が伸びるリスクを想定すると、結果として負担金申請を見送らざるを得ないなどの課題がある。

○校地が狭く、また、近隣に仮設校舎を設置できる場所も少ない区市町村もある。限られた校地で1棟ずつ解体及び建設を繰り返すため、工期が3年以上にわたり、区市町村の単独負担が大きくなっている事例がある。

各府省からの第1次回答

御指摘の「公立学校施設整備費国庫負担事業の事務処理方針」においては、従来、小中学校等の新增築事業を完了するための期間が2か年必要であることが実態上多く存在することを踏まえ、2か年の国庫債務負担行為を認めてきたところであるが、御指摘の支障事例を踏まえ、国庫負担事業の適正な執行の確保に留意しつつ、2年を超える国庫債務負担行為の適否について必要な検討を行ってまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

小中学校等の新增築事業は、現時点においても、事業完了するまでの期間が3か年以上必要である事例が存在し、令和6年度からは建設業における週休2日の推進等により、今後さらに増加すること明らかである。現在の制度では、3か年以上の負担金事業については、地方公共団体の単独の負担により実施せざるを得ず、地方公共団体において大きな支障が出ている。義務教育学校等の施設費の国庫負担等に関する法律に規定する目的に照らし、負担金を着実に受けながら必要な施設整備の促進と教育の円滑な実施を確保できるよう、早急に制度の是正を行い、令和6年度の負担金事業から認定を受けられるよう措置をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【岡山県】

県内の自治体において、小学校統合に伴う校舎新築に合わせて、既存校舎を同時に解体・撤去することを検討

したいが、2か年で新築、引越、解体・撤去を完了させることは困難であるため、解体・撤去を検討の俎上に乗せづらいという問題が生じているため、2か年を超える国庫債務負担を設定可能とする見直しを早急に行っていたきたい。

【東京都】

既に新增改築事業の工期が3か年以上にわたり、区市町村の単独負担が大きくなっている事例もあることから、検討スケジュールをお示しいただきたい。

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

公立学校施設整備費国庫負担事業に係る国庫債務負担行為の年限の見直しについては、御指摘の支障事例や、仮に新增築に要する工期が2か年以内に収まる場合においても、会計年度単位で事業期間を捉える仕組み上、工事の着工開始時期によっては、3年度目まで工事が必要な場合もあり得ることを踏まえ、現在、所要の検討を行っているところ。

見直しに当たっては、実際に新增築に要する工期、教育の円滑な実施を確保するという事業の目的や国庫補助金の適正な執行の確保に留意して、必要な年限を定める必要があるとともに、2か年の工期を前提とした法令上の改正の要否及び内容の検討が必要である。

こうしたことを踏まえ、文部科学省としては、今後、関係府省との調整・協議を行い、年内を目途に見直しの適否や内容等について一定の方針を得ることを目指しているところ。このため、年末までに一定の方針が得られたとしても、その後、必要な法令や事務処理方針の改正を行うとともに、その内容について全自治体に漏れなく周知し、文部科学省及び各自治体における執行事務上の準備行為が行われるものであることから、見直し後の国庫債務負担行為の年限を前提に各自治体が計画できる事業は、早くても令和7年度以降のものとなる。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【文部科学省】

(10)義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭33法81)

(ii)公立学校施設整備費国庫負担事業(3条)については、3か年の国庫債務負担行為(財政法(昭22法34)15条)を令和7年度から可能とする。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

121

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

地方自治法に定める歳入歳出外現金に学校徴収金を含めること

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省

求める措置の具体的内容

学校徴収金の徴収・管理業務を地方自治体が行うことに係る歳入歳出外現金の対象範囲の拡大

具体的な支障事例

学校給食費(以下、給食費)については、学校ではなく地方自治体が徴収・管理を行うことによる教職員の負担軽減などを目的として、文部科学省から「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」が通知されている。同通知では、給食費以外の教材費、修学旅行費等の学校徴収金(以下、学校徴収金)についても徴収・管理などを地方自治体の業務とすることなどを求められているが、全国の地方自治体では、給食費については公会計化を行うことで地方自治体による管理・徴収が進んでいるものの、学校徴収金については地方自治体による徴収・管理の事例は多くなく、公会計化を行った事例はほとんどない。

そのような状況の中、本市では、学校現場の負担軽減や会計の透明性向上、市民サービスの向上などを目的に、令和7年度の給食費の公会計化を目指して検討を進めているが、一方、学校徴収金については、公会計化等の検討は様々な課題があり、他都市と同様に進んでいない。

給食費の公会計化の制度設計を進める中で、これまでと同様に給食費とあわせて学校徴収金を保護者から地方自治体の口座へ一旦入金してもらうことを想定していたが、地方自治法第235条の4の規定に基づくと、学校徴収金については地方自治体が保管することができず(地方自治体の口座へ入金できない)、給食費とは別に保護者が学校長口座へ直接入金する仕組みとせざるを得ないことが課題として指摘されたところである。このままでは給食費の公会計化により、給食費と学校徴収金それぞれについて保護者に口座振替の手続きを二重で求める仕組みとせざるを得ず、また、これまで行っていた一括での口座振替・入金ができなくなるなど、市民サービスの低下につながる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

給食費と学校徴収金について、地方自治体があわせて法的根拠に基づき徴収・管理することが可能となり、保護者はこれまでどおり、給食費と学校徴収金を一括で口座振替等により支払うことができる。これにより給食費の公会計化による市民サービスの低下を防ぐことができる。

また、こうした市民サービス低下の懸念から給食費の公会計化に踏み切れなかった地方自治体が公会計化を進められるようになり、学校・教職員の負担が軽減されるほか、子ども達に向き合う時間の確保や新たな教員の確保促進につながることで、持続可能な教育体制の構築に寄与する。

根拠法令等

地方自治法第235条の4、地方自治法施行令第168条の7、地方自治法施行規則第12条の5

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、羽後町、茨城県、千葉市、相模原市、浜松市、岡山県、熊本市

○当市については令和6年4月より学校給食費を公会計化する予定。学校徴収金に関しては今後公会計化を検討していくことになるが、地方自治法第235条の4により、学校徴収金を地方自治体の口座へ入金できないことから、保護者に口座振替の手続きを二重に求めることになってしまうため、制度を改正しない以上、課題が残ってしまう形となる。

○給食費は公会計化、学校徴収金は私会計のため、口座振替依頼の申込はそれぞれに記入いただき、提出をお願いしており、保護者は同様の書類を二重に記入する必要がある。

各府省からの第1次回答

保護者等の負担する学校徴収金を歳計現金とするかどうかについては各地方公共団体において判断されているところであるが、文部科学省としては、学校徴収金については公会計化に向けた取組を進めるべきであると考えている。

なお、必ずしも保護者に口座振替の手続きを二重で求める必要はなく、教育委員会が銀行と連携し、学校給食費や学校徴収金を、単一の保護者口座から地方公共団体の口座、学校長の口座等にそれぞれ振替を行っている地方公共団体もある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

学校給食費以外の学校徴収金の公会計化は、全国的にほとんど進んでおらず、既に公会計化した自治体でもその対象は教材費など一部にとどまっているのが現状である。教材費などを公会計化している先行事例はあるものの、システム開発などの自治体の負担に加え、保護者から個別に承諾を得る手続や、学校側には計画書を提出させる手続が必要となるなど、それぞれに負担が生じているとみられる。また、学校徴収金の多くは、保護者が直接購入すべき物品等を学校が代行して購入しているものであるという特性（自治体の所有に属するものというよりは、保護者からの預かり金に近い）がある。加えて、学校徴収金の中には、修学旅行積立金のような保護者の納付年度と実際の支払年度が異なることで公会計化する扱いの妥当性に疑義が生じるものもある。このような状況の中で、本提案により学校徴収金の保管の法的な位置づけの明確化や、より迅速に教職員の負担軽減や保護者の利便性向上などが実現できると考えられるため、検討を強くお願いしたい。

また、銀行と自治体が連携して保護者口座から自治体口座と学校長口座に振替えている事例は承知しているが、対応可能な銀行は多くないと聞いており、指定金融機関が対応できない場合、指摘の方法では一括徴収ができない。金融機関以外にも収納代行業者により、一括で徴収する方法もあるが、委託料等のコストが高く、全国で広く導入することは困難と考える。いずれの手法にせよコスト面での自治体負担が多く生じる一方、本提案が実現した場合、一括徴収にかかる自治体負担がかなり抑えられると考える。

加えて、上記を踏まえ、地方自治法を所管する総務省としてどのような対応を検討していただけるのか具体的に示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

学校給食費以外を含め学校徴収金を公会計化するべきとの主張であるが、地方自治体において学校徴収金の公会計化が進んでいない理由について、どのように認識しているのか。

提案団体の声を聞くと、特に学校給食費以外の様々な学校徴収金について、公会計化の取組を進めるための具体的な指針（例えば、学校徴収金の種目別に公会計化できる根拠を整理したものなど）が示されていないことも、地方自治体において公会計化が進んでいない要因と考えられる。

実態把握を通じて学校徴収金の公会計化が進んでいない理由を分析した上で、上記の指針を含め地方自治体

への一段の支援策を検討すべきではないか。

また、学校徴収金のうち公会計化の整理になじまないものについても、保護者や学校現場の負担軽減の観点から、地方自治体が適切に徴収・管理できるよう、総務省と連携し、歳入歳出外現金化も検討すべきではないか。金融機関又は収納代行業者との委託契約により口座振替する方法は、決済手数料等の負担や対応できる金融機関等が限られているといった一定の要件があることから全国的に対応できるものではないのではないかと考える。委託契約だけでなく、委託契約を実施しない際の学校徴収金の取り扱いを含めた学校徴収金の適切な方策についても、地方自治体に示すべきではないか。

文部科学省での検討の結果、公会計化の整理がなじまない学校徴収金については、歳入歳出外現金化するために、学校教育法等の個別法令での対応が難しい場合には、文部科学省と連携し、方策を検討すべきではないか。

各府省からの第2次回答

【総務省】

学校徴収金については、学校制度を所管する文部科学省において、中央教育審議会の答申も踏まえて公会計化に向けた取組を進めているものと承知しているが、学校徴収金の内容は様々であることから、必要に応じて地方自治法を所管する立場として検討を行ってまいりたい。

【文部科学省】

保護者等の負担する学校徴収金を歳計現金とするかどうかについては各地方公共団体において判断されているところであるが、文部科学省としては、学校徴収金については公会計化に向けた取組を進めるべきであると考えている。現在、先行的に取組が進んでいる給食費については、「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を策定し、公会計化の検討に向けた働きかけを実施しており、引き続きまずは給食費の公会計化を通じた負担軽減を図っていく予定である。

また、給食費以外の徴収金についても、公会計化に向けた取組を進めるべきと考えており、各地方公共団体の取組状況や既に取り組んでいる地方公共団体の好事例を広く周知していくことを検討してまいりたい。

併せて公会計化の整理がなじまないとの指摘のある、現在は学校徴収金の一部として取り扱われている例えば修学旅行費用などについては、保護者が学校を介さずにコンビニやインターネットを通じて業者に直接支払うことで、学校や保護者の負担を軽減している好事例もあるため、「全国の学校における働き方改革事例集」等をご参照いただきたい。

なお、ご提案の、保護者に口座振替の手続きを二重で求めることとなるとの課題については、教育委員会が銀行と連携し、学校給食費や学校徴収金を、単一の保護者口座から地方公共団体の口座、学校長の口座等にそれぞれ振替を行っている地方公共団体も複数あることから、これらの好事例についても事例集等で広く周知していくことを検討してまいりたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【総務省(23)】【文部科学省(23)】

学校給食費以外の学校徴収金の徴収等に関する事務

学校給食費以外の学校徴収金の徴収等に関する事務については、地方公共団体や学校における実務の状況等を把握した上で、当該事務を適正かつ円滑に実施するための方策を検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

126

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

幼保連携型認定こども園における園庭の面積基準に係る園児の年齢基準日の明確化

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園の設備基準における園庭の面積基準について、園児の年齢基準日を年度初日の前日とし、その旨の明確化を求める。

具体的な支障事例

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第6条第7項で定められている園庭の面積基準について、年齢基準日が「年度初日の前日(いわゆる学年)」であるのか「誕生日(いわゆる満年齢)」であるのか明確になっていない。当該基準日が満年齢である場合、日々必要な園庭面積が変動することとなり、施設や市区町村における管理が煩雑となる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

園庭の面積基準の管理の効率化による事業者及び指定都市等の事務負担の軽減が図られる。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第1条第1項第2号、第6条第7項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、旭川市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、長野県、熊本市

—

各府省からの第1次回答

保育所等における屋外遊戯場・園庭の面積基準については、利用者の処遇・安全・生活環境に直結し、かつ、保育の質等に深刻な影響が生じうる事項であることから、児童の人数及び年齢に応じて最低限の基準を定めるとともに、安定的な制度運営のため、児童の年齢基準日を年度初日の前日とすることが基本となると考えている。これは、平成29年の地方分権改革に関する提案に対する回答において、保育士の人員配置基準についてお示したところと同趣旨によるものである。

いずれにしても、各自治体において適切に御対応され、必要があれば個別に疑義照会をいただくものと承知している。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(以下「省令」という。)第6条第7項第2号より、園庭は「満2歳以上」が面積基準に算入されることが定められている。
児童の年齢基準日については、年度当初の前日とすることが基本となるとのご回答をいただいていることから、年度当初の前日時点で満2歳以上である児童が園庭の面積基準の対象になると解釈できると認識しているものの、ご回答の記載では「基本」となっていることで、それ以外の解釈もありうるのかを含め、各自治体や施設向けの文書等で明確化されたものがない状況の中で確定的な判断ができない事態となっている。
本提案は、追加共同提案団体として複数の自治体からも賛同を得られているものであり、また、面積基準は、利用者の処遇・安全・生活環境に直結し、かつ、保育の質等に深刻な影響が生じうる事項として、全国一律に「従うべき基準」として省令で最低基準が示されているものである。個別の疑義照会に対応いただくのではなく、全国の自治体・施設が基準を遵守し、適切な制度運営を行うためにも、通知等で明確にしていきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

年齢基準日については、これまで公には統一的な取扱いを求めてこなかったことから、自治体によっては、例えば誕生日を基準に算定するなど、年度初日の前日以外を基準日としているところもあると想定される。
今後、当庁においては、平成29年の分権提案に対する回答で職員配置基準についてお示したのと同趣旨により、「児童の年齢基準日は年度初日の前日とする」旨の事務連絡の発出に向けて前向きに検討を進めていく。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(令和5年12月22日閣議決定)記載内容

5【こども家庭庁(5)(i)】【文部科学省(3)(i)】
児童福祉法(昭22法164)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)における屋外遊戯場及び園庭の面積算定に係る児童の年齢の基準日については、年度初日の前日であることを、地方公共団体に通知した。
[措置済み(令和5年12月7日付けこども家庭庁成育局保育政策課・文部科学省初等中等教育局幼児教育課事務連絡)]

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

128

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

一時預かり事業の開始に係る提出書類のうち収支予算書等の提出を不要とすること

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

一時預かり事業を開始する際の届出において児童福祉法施行規則第36条の33第1項及び第2項において提出が義務付けられている収支予算書、事業計画書及び定款について、認定こども園、保育所等において通常の保育サービスと一体的に運営されている場合は、提出を不要とすること。

具体的な支障事例

一時預かり事業の特性として、認定こども園、保育所等において通常の保育サービスと一体的に運営されていることがほとんどであり、それに付随した事業である一時預かり事業のみの収支予算を確認する必要性がない。また、事業計画書については事業規模の大きい認定こども園や保育所の認可申請の際にも提出を求めているため、一時預かり事業においても同様に提出は必要ないと考える。加えて、定款についても、認定こども園、保育所等が子ども・子育て支援法に基づき確認を受ける特定教育・保育施設等として既に提出されているものであることから、事業者にとっても自治体にとっても重複する事務が負担となっている。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提出書類の簡素化による事業者及び指定都市等の事務負担の軽減が図られる。

根拠法令等

児童福祉法第34条の12第1項
児童福祉法施行規則第36条の33各項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、長野県、大阪市、熊本市

—

各府省からの第1次回答

保育所、認定こども園等において行う特定教育・保育と、児童福祉法第6条の3第7項に基づく一時預かり事業は、別の事業である。また、特定教育・保育に要した経費は施設型給付費により支給され、一時預かり事業に要した経費は子ども・子育て支援交付金により支弁されるように、財政上の措置も異なる。児童福祉法施行規則第36条の33第1項及び第2項では、一時預かり事業について届出を行うべき事項を定

めており、上記のとおり、保育所、認定こども園等において行う特定教育・保育とは事業及び財政上の措置が別であることから、収支予算書、事業計画書及び定款について提出を不要とすることは困難である。
なお、児童福祉法施行規則第36条の33第2項に規定のとおり、都道府県知事がインターネットを利用して内容を閲覧することが出来る場合は、収支予算書及び事業計画書の提出は不要とされている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

子ども・子育て支援法に規定されている特定教育・保育施設や特定地域型保育事業と、児童福祉法に規定されている一時預かり事業が別事業であることは承知しているが、保育を必要とする子どもを預かるという点では同じであり、また、一時預かり事業は特定教育・保育施設や特定地域型保育事業と一体的に行われているケースが大半であると認識している。
事業や財政上の措置が異なるということのみをもって、事業者書類を求めるとは意義は乏しく、一時預かり事業の開始に係る提出書類のうち収支予算書等の提出の義務付けは不要と考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

教育・保育に要した経費と一時預かり事業に要した経費は財政措置が別であるため、一時預かり事業の実施場所が保育所等であることをもって、収支予算書の提出を不要とすることは困難である。また、同様に別事業であることから、保育所等における書類の提出の要否により、一時預かり事業に係る事業計画書等の提出を不要とすることは困難である。
なお、児童福祉法施行規則第36条の33第2項に規定のとおり、都道府県知事がインターネットを利用して内容を閲覧することが出来る場合は、収支予算書及び事業計画書の提出は不要とされている。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【こども家庭庁(1)(iii)】【文部科学省(2)】
児童福祉法(昭22法164)
一時預かり事業を行う際に届出が必要な事項(34条の12第1項及び施行規則36条の33第1項)のうち、インターネットを利用してその内容を閲覧することができるものについては、地方公共団体及び事業者の事務負担を軽減するため、届出を不要とすることを検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

139

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

既存の計画を離島振興計画と位置付けることを可能とすること等

提案団体

広島県、宮城県、愛媛県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

離島振興計画の記載事項を全て包含する他の計画を既に策定している場合には、当該計画を離島振興計画と位置付けることができるように法令上の対応をし、又は運用を見直す。

既存計画が離島振興計画の記載事項を全て包含していない場合には、当該記載事項を別に取りまとめることにより記載事項を充足することが可能となるように法令上の対応をし、又は運用を見直す。

具体的な支障事例

【現行制度について】

離島振興法により、離島振興対策実施地域の関係都道府県は、離島振興計画を定めるよう努めるものとされている。

なお、離島振興計画の策定は、離島振興法上義務ではなく努力義務とされているものの、計画を策定しない場合、補助金の嵩上げが適用されない(社会資本整備交付金)又は補助金が交付されない(離島活性化交付金)ほか、企業誘致等に向けた課税免除が適用できないことから、事実上策定義務があるのと同等の状態となっている。

【支障事例・制度改正の必要性】

当県は県中山間地域振興条例に基づき県中山間地域振興計画を策定しているところ、当県において離島振興計画の対象となる離島地域は全て中山間地域に含まれることから、離島振興計画に記載する離島地域の振興施策については県中山間地域振興計画において定めており、両計画の内容は重複している。

当県においては、離島振興計画策定に7か月を要し(個別の策定作業別に分けると、指定群島別の市町計画の調整作業に3か月、計画総論部分に対する県関係局等との調整に3か月、全体調整に1か月を要した)、既存の計画である県中山間地域振興計画と内容が重複する離島振興計画の策定・変更に関する事務負担が、当県及び当県に属する市町において発生しており、非効率な計画策定事務となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

既存計画を活用することにより、離島振興計画の策定・変更に係る都道府県・市町村双方の事務負担が軽減する。

計画の策定・変更手続の負担が軽減された分を、離島振興に係る具体的な施策に充てることにより、離島地域の振興・住民サービスの向上に繋げることができる。

根拠法令等

離島振興法第4条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

島根県、高知県

○当県においても、現行の離島振興計画に記載する振興施策は、まちひとしごと創生総合戦略のほか、産業振興計画や健康長寿県構想、教育基本計画といった県の基本計画に規定する内容と重複しており、本提案の実現により、事務負担の大幅な軽減につながる。

各府省からの第1次回答

離島振興法（以下「法」という。）は、離島が他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件にあることに鑑み、法の目的（離島の自立的発展の促進、島民の生活の安定及び福祉の向上、地域間の交流促進、離島の無人化や離島における著しい人口減少の防止、離島における定住の促進等）を達成するため、公共事業の補助率の嵩上げ、交付金等の交付など、離島の振興のための特別の措置を規定している。これらの特別の措置は、関係都道府県が作成する離島振興計画に基づく事業に対して講じられるものであり、特別の措置を受けようとするのであれば、離島の振興に必要とされる事業を明確化する上で、離島振興計画は作成される必要がある。離島振興計画を定める場合には、関係都道府県は、国が定める離島振興基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、離島振興対策実施地域（以下「離島地域」という。）について定めるとされている。前述のとおり、離島振興計画は、国が講じる特別の措置の根拠となるものであるから、国が定める離島振興基本方針に適合している必要があるほか、離島地域について定めるものであることから、離島地域ごとに置かれている地理的・自然的特性は異なることを踏まえ離島地域ごとの課題に即して立案されるべきものである。提案内容は、離島振興計画の記載事項が既存の他の計画の記載事項に含まれている場合には他の計画をもって離島振興計画の全部又は一部とすることを求めるものであるが、記載事項が重複していたとしても、その内容が離島振興基本方針に適合しているか、離島地域の課題に即したものであるかは、改めて検討される必要がある。単に計画の記載事項が重複していることをもって、離島振興計画とすることはできない。なお、法が規定する離島振興計画の作成プロセスは、主務大臣が定める基本方針に基づき、作成されること（法第4条第1項）、その作成にあたり、離島地域のある市町村に案の提出を求め（法第4条第5項）、また市町村は案の作成にあたり住民の意見を反映するために必要な措置を講ずること（法第4条第8項）とされており、離島振興計画の作成過程において、他の計画を転載することを含め、どのような調整をとるかは、作成する都道府県に委ねられており、作成・調整過程の合理化は、現行においても可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

離島振興法第4条第1項及び第5項の立法趣旨を十分に踏まえ、それら規定に基づく法定プロセスである「国が定める離島振興基本方針との適合性」や「離島関係市町の意見の反映等」について、既存計画との内容確認等を適切に行うことを前提とした上での提案であり、自治体における条件不利地域の振興を効率的かつ効果的に図り、何よりも地域住民にわかりやすい振興方針（計画）づくりを行う観点から、今回の提案について、ご理解いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」（令和5年3月31日閣議決定）の趣旨を踏まえ、離島振興計画において内容の重複が見られる計画の策定については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。地域の実情に応じた柔軟な対応が可能である場合は、その旨を明確化し、十分な周知を行うこと。

【全国町村会】

提案団体の意向を踏まえ、適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しについては、効率的・効果的な計画行政の進め方を示した「ナビゲーション・ガイド」及び計

画行政の見直しの進め方を示した「経済財政運営と改革の基本方針 2023」に基づいて、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

第1次ヒアリングにおいて、離島振興基本方針に適合し、離島地域の住民の意見を反映した計画が、既存の計画として存在する場合には、当該計画を離島振興計画と位置付けることに問題はないとの発言があった。その旨を通知等で明確にし、周知すべきではないか。

既存の計画と離島振興計画として追加で記載が必要な事項を別に取りまとめたものをセットにすれば、離島振興計画として取り扱うべきではないか。

各府省からの第2次回答

離島振興法に定める作成プロセス(①主務大臣が定める基本方針に基づき作成されること、②作成にあたり、離島地域のある市町村に案の提出を求めること、③市町村は案の作成にあたり住民の意見を反映するために必要な措置を講ずること)に即して作成される限り、離島振興計画の作成過程において、他の計画を転載することを含め、どのような調整をとるかは、作成する都道府県に委ねられており、作成・調整過程の合理化は、現行においても可能であるが、改めて以下の内容について、令和5年度中に関係自治体に対し通知し、周知する。都道府県が、既存の計画に離島振興計画として必要十分な内容が含まれていると判断し、それが離島振興法の目的を達成するためのものであり、離島振興法に定める作成プロセスに即して策定されるのであれば、

- ・当該既存計画の関係部分を抜粋して離島振興計画として作成することは差し支えない。
- ・既存の計画に離島振興計画に必要な事項を追記する等により、作成することも差し支えない。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【総務省(10)】【文部科学省(9)】【厚生労働省(18)】【農林水産省(6)】【経済産業省(2)】【国土交通省(7)】【環境省(1)】

離島振興法(昭28法72)

離島振興計画(4条)については、都道府県が定める他の計画に離島振興計画として必要な内容を含み、それが離島振興法の目的を達成するためのものであり、かつ、離島振興法に定める手続に即して策定される場合、当該他の計画のうち離島振興計画に該当する箇所を明らかにした上で離島振興計画として提出することが可能であることを明確化し、その運用に当たっての留意事項を含め、地方公共団体に令和5年度中に通知する。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

141

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

小学校における教科担任制加配に係る授業時間数の下限の見直し

提案団体

広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

小学校高学年における教科担任制を推進するための加配定数について、中山間地域や小規模校等、地域や学校の実情に応じて、加配教員が受け持つ授業時間数等の要件緩和を求める。

具体的な支障事例

現行制度では、小学校の教科担任制加配について、加配教員が受け持つ授業時間数に下限があるが、中山間地域・離島の小規模校では、当該授業時間数の下限を満たすことが困難な場合が多いことから、当該地域の小規模校に対する加配教員の配置が困難となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

各自治体においてより柔軟な定数配置が可能となることで、地域の実情に応じた指導・教育体制を構築できる。

根拠法令等

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、羽後町、茨城県、川崎市、富山県、浜松市、京都府、八幡市、大阪市、兵庫県、岡山県、高知県、宮崎県

○当町の小学校は、中規模校及び小規模校であり、加配教員の配置が困難であるため校内で授業担当を工夫することにより、教科担任制を実施している。加配教員が受け持つ授業時数の下限の緩和により柔軟な定数配置が可能になることで地域の実情に応じた指導・教育体制を構築できる。

○都市部においても校区の状況により、1学年1学級の学校も存在し、下限により教科担任制加配が、配置できない学校もある。複数校を兼務することも困難なことから、各市町村で柔軟に活用できる教科担任制加配への改善を望む。

○当県では、小規模校・複式校が多いため、複数校を兼務することで、指導時数を満たしている。学校間の移動時間も必要となるため、加配教員の負担が大きい。

○当県においても6学級以下の小規模校が多く、また、その配置のための持ち授業時間数の下限を満たすことが困難な場合がある。その下限を緩和することにより地域の実情に応じた配置ができ、指導・教育体制の充実を図ることができる。

○山間・離島はないが、当市においても小規模校は点在しており、学校間移動の時間的制約を考慮すれば、文

部科学省が示す2校兼務等でも配置しにくいいため、加配要件となるコマ数を確保可能な学校に配置が偏りがちになる。小規模校においても学級担任の持ちコマ数の軽減や専門性の高い指導を担保するため、要件の緩和が必要である。

各府省からの第1次回答

教科担任制推進に係る加配定数については令和4年度から、専門性の高い教科指導を行うとともに、教師の働き方改革の観点から、小学校高学年の学級担任の持ち授業時数の軽減を目的として予算上、計上している。このため、当該加配定数によって措置された教師が一定の持ち授業時数を持たない場合、その政策効果が減退することが考えられるため、予算編成過程における議論を踏まえ、持ちコマ数の要件を設けているところ。ただし、例えば令和5年4月25日の都道府県・指定都市向け担当者会議の配布資料には以下の記載があるところであり、既に提案団体がお示しするような、一定の弾力的運用も可能としているところ。

「原則として、小学校高学年の対象教科を最大限優先することとしつつ、学校規模や地理的要因により、例えば、
・優先教科について小学校高学年での実施を前提として、持ちコマ数に余裕がある場合に第3、4学年においても専科指導を実施すること
・小規模校において、1人の専科指導教員が小学校高学年の優先教科に加え、他の教科の専科指導等を実施すること等
は可能とする。」

文部科学省としては、当該加配定数の政策目的に関わる基本的な考えは維持しつつ、都道府県・指定都市が有効に活用できるよう、引き続き現状の考え方の周知を行うこととしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

一定の弾力的運用を可能としていることについては、都道府県教育委員会等として承知しているところであり、市町村教育委員会と連携しながら、その活用を図ってまいりたい。
また、「小規模校において、1人の専科指導教員が小学校高学年の優先教科に加え、他の教科の専科指導等を実施すること」とあるが、1人の教員が複数の教科を持つことにより、教材研究や授業準備など教員の負担が増えてしまうことで、地域によっては専門性を活かしたきめ細やかな授業の実施が困難なこともありうる。以上のことも踏まえ、地域や学校の事情によっては、例示以外の弾力的運用が必要な場合もあり得るので、加配の趣旨・目的等を逸脱しない範囲内で、自治体の個別の相談等に引き続き前向きに応じていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【八幡市】

小規模校では、高学年と低学年を合わせても、教科によっては、コマ数の要件に対応しない場合がある。例えば、理科であれば、小学校3年生以上のすべての学年を専科にしても、12時間以内で、それに5、6年の算数を合わせて、やっと22時間である。それよりも、近隣の中学校から必要な教科の教員が専科指導ができ、中学校の指導充実にもつながるような加配の対応が必要である。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

追加共同提案団体から同じ提案が複数でていることから、現行の基準で中山間地域等の地理的、人口的条件により加配要件が不利な地域に人材が十分に行き渡ってない実態がうかがえるが、どう受けとめているか。加配定数の持ちコマ数の要件については、全国一律ではなく、学校間の移動時間等を加味するなど小規模校が点在する中山間地域等の特性にも配慮し、地域間の教育格差が生じない基準を検討すべきではないか。

各府省からの第2次回答

教科担任制推進に係る加配定数については、これまでも地域の実情等を踏まえた弾力的運用を可能としてきたところであるが、いわゆる骨太方針 2023 を踏まえ、来年度から本取組を強化していくことを機に、加配定数により配置された教師が複数校を兼務する場合の扱いなど、更なる運用の改善を図ることについて、すみやかに周知してまいりたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【文部科学省】

(22) 小学校専科指導加配に関する事務

小学校専科指導加配については、教員が複数校での兼務を行う場合、学校間における移動時間を考慮するなどの地域の実情を踏まえた弾力的運用を可能とする運用改善を行い、地方公共団体に通知した。

[措置済み(令和5年8月30日付け文部科学省初等中等教育局財務課事務連絡)]

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

142

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

補助金申請等に係る都道府県への事務委任の廃止

提案団体

愛知県、福島県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金、国宝重要文化財等防災施設整備費補助金、史跡等購入費補助金、文化芸術振興費補助金(地域文化総合活用推進事業のうち地域のシンボル整備等及び地域の伝統行事等のための伝承事業(国指定等)に限る)及び文化資源活用事業費補助金(文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業及び文化財多言語解説整備事業に限る)の補助金交付に係る事務の都道府県知事、都道府県教育委員会への委任を廃止し、文化庁が設置した事務局等により事務を行う。

具体的な支障事例

上記補助金の申請については、文部科学大臣から交付に係る事務(交付申請の受理、交付決定の通知、実績報告の受理、額の確定及び通知など)の事務委任を受けている。当県では、交付件数が年間70件を超えていることに加え、補助事業者が作成した書類の誤りの修正作業も非常に多く、文化庁への提出までの期間も短い。また、県における書類確認業務及び書類作成業務は短期間で膨大となっている。また、県での書類確認期間を少しでも確保するために書類を取りまとめる市町村への提出期限を短くせざるを得ず、市町村及び補助事業者の負担となって、さらに誤りが増える悪循環となっている。

都道府県における確認作業は、文化庁が作成する要綱や実務手引き等を参照し、記載漏れや誤りがいないか確認する形式的な書類チェックであり、内容の審査は、文化庁において文化財調査官が全国的な視点のもと、採択を行っていることから必ずしも都道府県が確認する必要性はない。

また、国庫補助事業に係る補助事業の進捗等については文化財調査官の現地調査随行等により国、県、市、文化財所有者等で情報共有を密に行っており、補助金経由事務がなくても都道府県は状況を把握することができる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

補助事業者、市町村及び都道府県の書類確認、書類作成の事務負担が軽減し、誤りの減少や事務の効率化につながる。

根拠法令等

文化庁文化財補助金交付規則、文化財保存事業費関係補助金交付要綱、文化財保存事業費関係国庫補助実施要項、文化芸術振興費補助金(地域文化総合活用推進事業)交付要綱、文化資源活用事業費(観光拠点整備事業)交付要綱、文化資源活用事業費補助金(文化財多言語解説整備事業)交付要綱、平成十二年四月三日文部省告示第五十七号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

兵庫県

○当県としては、補助金事務に係る市町村等からの書類について、都道府県を経由することの意義は理解している。（当県では、市町村によって作成書類の正確さに大きな差があるため、当課で確認し、修正等の指導を行うことが必要。）しかし、補助金関係は特に年度末や年度始めの短期間に大量の事務が生じ、負担が大きく増加する。さらに、人事異動の時期であり、特に新任担当者においては経験不足や認識不足等により、書類の誤りや漏れが起こりやすい。そうした事情を考慮した上で、補助金事務を適切に行うためには、文化庁への提出期限を延ばしてもらうことの方が効果的である。

○補助金の申請事務に関しては非常に短期間での処理が求められており、特に1次交付申請については、文化庁の依頼から郵送での文化庁必着期限まで2週間ほどしかなく、70件以上ある事業の申請書作成から内容確認・修正・郵送までを数日で行わなければならない、大きな負担となっている。

各府省からの第1次回答

文化財補助金等に関する事務の一部については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項及び同法施行令第17条各項に基づき、財務大臣協議及び都道府県知事の同意を経て、都道府県の知事又は教育委員会に委任し、これまで適切かつ円滑な事務処理を行ってきています。

本提案による見直しについては、国の事務負担が甚大に増大するものであり、現状の国の人員・体制に鑑みれば、補助金に関する事務の適切な執行に支障を来すことが想定されます。

これまで各都道府県の御協力を得て適切かつ円滑に行っている業務について、国の事務として一括することになれば、事務処理に長期間を要し円滑な事業実施に影響が及ぶことや、交付期限を踏まえた処理のために書類提出を大幅に前倒してより短期間で求めなければならない事態が生じること、事務処理能力から補助金の交付回数が大きく制限され効率的な予算執行ができなくなることなど、大きな支障が生じることが想定されます。

また、現在の補助金の執行においては、やむを得ない事由により都道府県内の事業予算に過不足等が生じた場合、都道府県が域内市区町村と予算執行状況を調整し、限りある予算の効率的な執行を行っていますが、こうした都道府県内での調整による効率的な補助金執行にも懸念が生じることにもなります。

これらのことから、本提案については、補助金に関する事務の適切かつ効率的な執行に支障を来すことから対応は困難であると考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現状、著しく短い期限の中で、膨大な量の書類確認を行って国に提出しており、都道府県職員の長時間勤務といった大きな負担になっていることに加え、十分な確認や修正を行えない事例も生じている。

また、現在の補助金の執行で都道府県内の事業予算に過不足等が生じた場合、個々の文化財について都道府県が国に執行相談を行い、国が予算執行状況を勘案して変更の判断をしているため、本提案どおりに国が事務を行うとしても実務上の取扱いに変更はない。加えて、実務的には各市町村に国より示された交付率どおりに対応せざるを得ず、当県の裁量はないに等しい。

1次回答にて、「本提案による見直しについては、国の事務負担が甚大に増大し」、「補助金に関する事務の適切な執行に支障を来す」とあるが、本提案は、文化庁において外部の事務局等を設置し、交付申請書等の書類確認や交付決定通知書作成といった形式的な事務を委託すること等を提案したものである。それにより、補助事業者の書類作成期間の確保につながる。また、書類の二重確認を防ぎ、国、県ともに補助金事務の負担軽減が期待できるため、積極的に検討いただきたい。委任事務の廃止が不可能であれば、事務委任の在り方を再考し委任事項の精査の上、告示で示された委任事項の縮減、若しくは書類の提出期限の延長、様式の簡素化、手引きの一元化等、負担軽減策を取っていただきたい。

なお、財務大臣協議及び都道府県知事の同意を経て、都道府県の知事又は教育委員会に委任を行い、事務処理を行っていることは承知しているが、令和4年1月27日付け文部科学省告示第四号において「事務を行う都道府県」として示されているのは11県のみだが、11県以外の都道府県でも当県と同様の事務を行っていることを確認しており、補助金申請等の事務委任に係る根拠としては不十分のように思われる。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

都道府県に求めている事務は形式的な事務だけではなく、各都道府県の域内の案件を把握した上で申請をとりまとめて国に提出することです。この業務を外部の事務局に委託した場合、外部事務局において各都道府県の域内の個別事情に応じた対応を行うことは現実的ではありません。また、文化財補助金の事業は複数年にわたる継続事業が相当数あること、外部事務局の委託事業者の選定は年度毎に競争入札の結果によって決まるため、前年度の事務局で蓄積された各都道府県の申請や状況についての知見の引継ぎが難しく、事務手続の継続性が担保されず、かえって現状よりも事務手続に時間がかかり、煩雑になるおそれがあります。

また、都道府県は補助金の申請事務に際しては形式的な事務を行っているのみとのことですが、都道府県が行う文化財の現状変更の許可権限の一部は都道府県にあるところ、補助金における修理事業の執行事務と現状変更の手続事務の双方の整合性が取れているかは都道府県においてのみ確認できるものであり、形式的な事務だけを担っているものではありません。

以上のことから都道府県の事務委任を廃止することは補助金の効率的な執行に支障を来すことから対応は困難です。

一方で、今回提案団体よりいただいた意見を踏まえ、委任事項の縮減、様式の簡素化、手引きの一元化などの負担軽減策については、補助金の申請についてオンラインシステムの構築ができないか予備調査を検討するとともに、システム構築の目途が立つまでの間は書類提出にあたって従来の紙媒体からPDFファイル等への一部電子化が可能か本年度内に検討し、令和6年度以降は一部実施できるように検討してまいります。

なお、書類の提出期限の延長については、現状の補助金の交付時期や交付回数に影響を与えるものであり、期限の延長による交付時期の遅れや交付回数の減少によって最終的に補助事業者が十分な事業実施期間を確保できなくなり、事業の執行率が低迷するおそれがあることから、慎重な判断が必要となります。

また、ご指摘の告示で提示されている11県については、事務委任を教育委員会から知事部局に移した都道府県を指しているものです。都道府県が補助金事務を行うことについては、昭和41年7月28日付け文部省告示第255号において全ての都道府県に委任しているところです。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【文部科学省】

(20) 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金、国宝重要文化財等防災施設整備費補助金、史跡等購入費補助金、文化芸術振興費補助金及び文化資源活用事業費補助金

国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金、国宝重要文化財等防災施設整備費補助金、史跡等購入費補助金、文化芸術振興費補助金(地域文化総合活用推進事業のうち「地域のシンボル整備等」及び「地域の伝統行事等のための伝承事業(国指定等)」に限る。)及び文化資源活用事業費補助金(「文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業」及び「文化財多言語解説整備事業」に限る。)の交付に係る事務については、都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県への委任事項の縮減や申請様式の簡素化、申請手続が類似する補助金の手引の一元化など必要な方策を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

143

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

補助金及び支援事業の申請等に係る都道府県経由事務の廃止

提案団体

愛知県、福島県、静岡県、長崎県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

文化芸術振興費補助金(地域文化財総合活用推進事業)、文化資源活用事業費補助金(先端技術を活用した日本文化の魅力発信事業)及び伝統文化親子教室事業(教室実施型)の補助金等の交付要望、交付申請及び応募等における都道府県経由事務を廃止し、文化庁が事務委託により設置する事務局等により事務を行う。

具体的な支障事例

各種補助金等の交付要望、交付申請及び応募等の手続きについては、文化庁の依頼により、県内事業者(市町村または市町村を事務局とする実行委員会等)の要望書及び申請書その他応募書類等を県でとりまとめて文化庁(事業によっては文化庁が事務委託をしている事務局)へ提出することとなっているが、件数が多い(令和4年度は約240件)ことに加え、補助事業者が作成した書類の誤りの修正作業も非常に多く、文化庁への提出期限も短いため、県の書類確認業務が短期間で膨大なものとなっている。

さらに、県における書類確認期間を少しでも確保するため、市町村を始めとする県内事業者に対する書類提出期限を文化庁への提出期限よりも短くせざるを得ず、県内事業者にとっても、十分な書類作成時間が確保できず、さらに誤りが増える悪循環となっている。

都道府県における確認作業は、文化庁が作成する募集案内や記入例等を参照し、記載漏れや誤りがないかを確認する形式的な書類チェックであり、内容の審査は全て、国において全国的な視点のもと、外部有識者による審査を経て採択を行っていることから、必ずしも都道府県が確認する必要はない。

また、文化財は国指定(登録)文化財、県指定(登録)文化財、市町村指定文化財、未指定文化財に大別され、県として特に把握すべき事項は国・県指定(登録)文化財の修理・新調及び補助事業に伴う所在地の移動等に関するものであるが、こうした事項については補助金の有無に関わらず市町村を通じて県が報告等を受けることとなっており、経由事務がなくても県は状況を把握することができる。その他の文化財の状況についても、必要に応じて市町村を通じ状況を確認することができる。

なお、当該補助金の交付決定は国から事業者へ直接行われ(通知文のみ都道府県経由)、事業者が行う変更交付申請、実績報告(伝統文化親子教室事業にあっては2次審査以降)等に関しては、県を介さず直接文化庁等に書類が提出されている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

補助事業者、市町村及び県の書類確認、書類作成の事務負担が軽減し、誤りの減少や事務の効率化につながる。

根拠法令等

文化芸術振興費補助金(地域文化財総合活用推進事業)交付要綱、文化資源活用事業費補助金(先端技術を

活用した日本文化の魅力発信)交付要綱、文化芸術振興費補助金(伝統文化親子教室事業)交付要綱、「伝統文化親子教室事業」委託実施要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

茨城県、兵庫県

○文化芸術振興費補助金(地域文化財総合活用推進事業)及び伝統文化親子教室事業補助金にかかる交付要望、交付申請等の手続きについて、県内事業者からの応募書類等を県で取りまとめているが、件数が非常に多い(令和4年度兵庫県は約370件)ことに加え、文化庁への提出期限も短いため、県の提出書類確認業務が短期間で膨大な時間を要しているのが現状である。

当県においても提出書類確認業務期間を確保するため、県内事業者及び市町からの提出期限を短くせざるを得ず、その結果提出書類の誤りや不備が増える悪循環となっている。

については、都道府県における書類確認業務は、市町等から提出された応募書類の不備や不足の再チェックであり、業務改善のためにも重複する業務を精査し、実行委員会等から各市町を経由、文化庁が事務委託により設置する事務局へ直接提出することで、提出期限にも余裕ができ、提出書類の誤りや不備が減る。

各府省からの第1次回答

文化芸術基本法の基本理念の実現を図るため、国や地方公共団体等が相互に連携を図りながら協働することが求められている。地域文化財総合活用推進事業(地域文化遺産・地域計画等、地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業、日本遺産等)は地域の伝統行事や民俗芸能等の文化遺産の取組に対して支援を行っているが、地域の文化遺産の保存及び活用を推進するためには、各都道府県が域内市町村の取組を認識し、今後の施策に反映させることも必要であると考え。そのため地域文化財総合活用推進事業(地域文化遺産・地域計画等、地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業、日本遺産等)における交付申請及び応募等における都道府県経由事務は不可欠であり、今後も継続する必要がある。

また、伝統文化親子教室事業には3つの類型(教室実施型・統括実施型・地域展開型)があり、うち教室実施型は市町村教育委員会を窓口とし、都道府県でとりまとめて提出いただいているが、これは地方公共団体を主な支援対象先としている地域展開型との連携を必要とするためである。教室実施型を内包できる仕組みともなっている地域展開型は、子供たちに伝統文化等を体験する機会を地域偏在なく提供することを目的としているため、地方公共団体を中心に様々な教室と繋がり、子供たちへ少しでも多くの機会を提供していくことが期待されている。近年、部活動の地域移行においても、伝統文化親子教室が地域で果たせる役割は大きく、地域展開型と教室実施型の連携や学校との連携には政策的意義が大きい。そのため、教育委員会等における実施教室の把握は重要であり、今後も継続する必要がある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

文化芸術基本法で「国や地方公共団体等が相互に連携を図りながら協働することが求められている」ことは承知しているが、その手段は補助金及び支援事業の事務を都道府県が行うことに限らない。

都道府県内における事業実施状況の把握に関しては、地域文化財総合活用推進事業、先端技術を活用した日本文化の魅力発信事業及び伝統文化親子教室いずれも、国もしくは事務を受託している事務局のホームページにて対象事業及び事業者一覧が公表されており、本経由事務がなくても、必要に応じて市町村と連携をとることで、事業実施状況を把握することは可能と考える。

また、現状都道府県が行っている事務は、国からの依頼により、国が策定した要綱等に基づく形式的な書類の内容確認及び修正対応のみであり、都道府県の主体性が求められるものではない。

それでも、都道府県における事業実施状況の把握のため書類のとりまとめが必要ということであるならば、申請書等の経路により事業概要を一読でき、不明点等があれば必要に応じて市町村等に問い合わせることで対応できることから、書類のとりまとめにあたっては内容確認及び修正対応は不要であり、国もしくは事務局への送付のみで足りる旨、明記いただきたい。

著しく短い期間での内容確認及び修正対応は、職員の長時間勤務を助長することに加え、都道府県が市町村等に対して期限を設けることに伴う時間的制約による書類の不備を招くことになる。書類の内容確認及び修正対応は事務局が十分に担っていることから、本提案により、市町村及び補助事業者に対する提出期限を長くすることが可能となり、負担軽減に寄与するとともに、国がすべての補助事業について、委託等により事務局を設置し、統一した解釈や基準で迅速に対応することで、より円滑に事業を進めることができると考える。積極的な御

検討をお願いしたい。

なお、第1次回答においては、文化資源活用事業費補助金(先端技術を活用した日本文化の魅力発信事業)の都道府県経由事務の廃止に関して言及がなかったため、第2次回答においては御回答いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

「地域文化財総合活用推進事業(地域文化遺産・地域計画等、地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業、日本遺産等)」及び「伝統文化親子教室事業」において、現在各都道府県が実施している域内市町村からの申請書類等のとりまとめ等に係る事務(以下「経由事務」という。)について、仮に文化庁が委託する事業事務局が全て行うこととした場合、全都道府県で行っている経由事務が短期間に事業事務局に集中することとなり、申請書等に係る処理日数の著しい増加等が見込まれる。

処理日数を確保するためには事業事務局が、申請書類等の提出期日を前倒しにするか、採択スケジュールを後ろ倒しにするといった対応を取らざるを得ないが、前者の場合は申請者の書類作成時間を圧迫し、後者の場合は申請者の事業実施期間が短くなるなど、申請者が不利益を被るとともに、事業の効果的な実施に影響を与えることとなることから、引き続き都道府県において経由事務を実施いただきたい。

一方で、今回提案団体よりいただいた意見を踏まえ、都道府県担当者の負担軽減や、域内市町村及び申請者における作業期間の確保の観点から、都道府県においては、域内市町村からの申請書類等のとりまとめを行うことで足り、市町村からの申請書類の内容等に不備がないかの確認や、不備がある場合の修正については、事業事務局が行う旨を明確化するよう、今後の依頼文書における記載の変更について検討する。

なお、事業事務局のホームページでは対象事業名や補助事業者名等の限られた情報しか公表されないが、交付申請及び応募等に係る申請書には、各対象事業の実施計画や内容等が記載されている。こうした経由事務により取得した情報は、域内における文化芸術に関する施策の推進や、地域文化・伝統文化に関する施策の検討に必要(具体的な例として、第1次回答に記載した伝統文化親子教室事業における地域展開型と教室実施型や学校との連携が挙げられる)であり、各都道府県において引き続き内容を把握いただきたいと考えている。

また、文化資源活用事業費補助金(先端技術を活用した日本文化の魅力発信事業)については、予算編成の都合上、令和5年度の事業実施を見送ることになったものである。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(令和5年12月22日閣議決定)記載内容

5【文部科学省】

(17)地域文化財総合活用推進事業及び伝統文化親子教室事業

地域文化財総合活用推進事業(「地域文化遺産・地域計画等」、「地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業」及び「日本遺産等)」及び伝統文化親子教室事業については、都道府県の事務負担を軽減する方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

145

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

地方スポーツ推進計画の策定及び同計画の進捗管理における負担軽減

提案団体

愛知県、福島県、新潟県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

地方スポーツ推進計画の策定にあたり、国が行う全国的な調査の都道府県毎のデータ公表等、国において地方公共団体の策定に係る負担軽減を行う。

具体的な支障事例

地方スポーツ推進計画は、スポーツ基本法第10条において「スポーツ基本計画を参酌して、地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする」とされ、策定は努力義務となっているものの、国において地方公共団体の策定状況を調査し公表するとともに、その後、都道府県が未策定の市町村に対して積極的な対応を促すことを求めるなど、地方公共団体に対して積極的な対応を求めているところ。

あくまでも本計画は地方が主体的に作成し、進捗管理を行う計画であることが前提は理解している一方で、計画の作成・進捗管理に当たっては、地域の実態を把握するための調査について、国と都道府県で内容が重複した調査を行っているような状況が生じており、非効率な状態にある。こういった、支障を踏まえ、国・地方において、よりいっそうのスポーツ施策の推進を図るためにも、文科省と都道府県が情報共有・連携を図り、計画作成・進捗管理が効率的に行えるような仕組みを講じていただきたい。

【具体の支障】

計画の作成にあたっては、法に基づき国のスポーツ基本計画を参酌して作成していることから、本県においては「週1回のスポーツ実施率」(成人・障害者)をスポーツ基本計画と同様の数値目標として位置づけている。

こうした数値目標の設定や進捗管理に当たり、国は全国を対象としたアンケート調査を毎年実施し、数値目標等の状況を確認しているが、その結果を都道府県ごとに公表していないため、同内容のアンケート調査を団体ごとに実施している。計画作成・進捗管理における各地域の実態把握の必要性は承知しているものの、調査実施に係る負担が大きいため、国調査において、例えば都道府県ごとの人口比に準拠したサンプル割付とするなどにより、都道府県ごとの数値を参照できるようにしていただく等、国と地方公共団体とが連携し、地方の計画作成・進捗管理における負担軽減及び肝心な施策の実施に注力できるような方策を検討いただきたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県の事務負担の軽減や財政的な負担の軽減につながるとともに、地方スポーツ推進計画の進捗管理が容易となり、各自治体のスポーツ施策の改善にもつながる。

根拠法令等

スポーツ基本法第10条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、宮城県、羽後町、茨城県、高崎市、所沢市、岡山県、福岡県

○当市のスポーツ推進計画においても「週1回のスポーツ実施率」を指標としているが、市民へのアンケート調査は計画策定時にしか行っておらず、施策の成果を細かく分析できていない。
提案のとおり、国における調査結果を都道府県（可能であれば市町村単位）ごとに公表することで、各団体の負担軽減につながり、計画の進捗管理に資することになる。
○当県においても、国のスポーツ基本計画を参酌して地方スポーツ推進計画（第2期スポーツ推進計画）を策定しており、その目標数値には基本計画と重複する「週1回のスポーツ実施率」を設定していることから、国が行う調査はその結果を都道府県毎に参照数値として活用できる方策で実施いただきたい。

各府省からの第1次回答

スポーツ庁の第2期スポーツ基本計画では、「地方自治体において、スポーツ実施率等の調査を行い、達成目標や実績を公表することを促す」としており、これに基づき、地方自治体にスポーツ実施率に関する数値目標の設定等を促したところ。現在、独自に調査を実施の上、推進計画等を策定されている現状は承知しておりますが、スポーツ施策に係る目標や指標等の設定については、地域実情等に応じて柔軟に御対応頂くべきためにも、都道府県・市町村が主体的に実情を把握されていることが望ましいと考えております。
他方、スポーツ庁としても、令和4年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」では、調査サンプル数を従来から2万人増やすなど、都道府県でのデータ活用の拡大に取り組んでいるところ。また、「障害児・者のスポーツライフに関する調査研究」では、各都道府県を通して対象者へ広く調査協力を依頼するなど、都道府県ごとの人口比に準拠したサンプル数の確保に努めてまいりますので、各都道府県においても御協力をお願いいたします。
令和4年度からの第3期スポーツ基本計画においても、スポーツ実施率は達成目標の一つとして設定しており、施策の実効性を高めるための目標・指標設定を行うことが最も重要であると考えており、引き続き、国による調査がより有効に活用される視点を含めて検討を進めてまいります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

推進計画等の策定の際に、都道府県・市町村が主体的に地域の実情を把握する必要があることは理解しており、都道府県・市町村独自の調査は、今後も実施する必要があると考えている。
一方で、スポーツ実施率など、国と地方公共団体で内容が重複した調査項目があり、それぞれが、同じ調査を実施することは非効率であるといえる。国の実施する調査は、令和4年度に調査サンプル数を従来から2万人増やされており、各都道府県の人口比に準拠したサンプル数が確保されていることから、地方公共団体の推進計画策定及び進捗管理に活用できれば、国の調査がより価値の高いものになると考える。
また、毎年実施される国の調査の都道府県毎の集計結果が公表、若しくは各都道府県に提供されれば、様々な事情により、スポーツ実施率等の調査を毎年実施できない地方公共団体の進捗管理の向上や、同規模県や近隣県との比較検証が可能となるなど推進計画の策定の向上に繋がり、より地域の実情に応じた効果的な施策立案が可能になる。
以上のことから、地方公共団体の負担軽減及びスポーツ施策の推進のため、国が実施する調査の都道府県毎の集計結果の公表、若しくは提供について、積極的な検討をお願いする。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

地方公共団体における負担軽減やスポーツ施策の推進を図る観点も含めて、引き続き、調査方法の見直し・改

善について検討してまいりたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【文部科学省】

(13)スポーツ基本法(平23法78)

地方スポーツ推進計画(10条1項)については、地方公共団体が行う策定に係る調査の負担軽減等を図る観点から、文部科学省が行うスポーツの実施状況等に関する世論調査における調査項目の見直し等について検討し、その結果に基づいて令和6年度調査において必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

148

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

義務教育費国庫負担金の実支出額算出事務の一部省略

提案団体

神奈川県、高知県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

義務教育費国庫負担金に係る交付決定の際における実支出額と最高限度額算出の一部省略

具体的な支障事例

義務教育費国庫負担金については、対象経費の実支出額又は最高限度額のいずれか低い額が交付されるため、交付を受ける自治体では実支出額と最高限度額の2つの金額を算定しています。

しかし、例年当県では実支出額が最高限度額を大きく上回っており、最高限度額による交付決定がほぼ確定的です。こうした状況においても、実支出額と最高限度額の比較のため、実支出額については年間見込み額を年3回、実績額を年1回と計4回も算定作業を行っていますが、年3回の年間見込み額は最高限度額を上回っていることの確認にしか過ぎず、これは算定するまでもなく予想ができる結果です。

1度目の実支出額見込みの算定には意味合いを見出せるものの、2回目、3度目に算定する見込み額については、その事務負担に見合った意味を見出すのは困難です。

こうしたことから、実支出額の年間見込みの算定作業のうち2回目3回目については省略できるようにし、見込み額と実績額の算定をそれぞれ1度ずつのみとすることを提案します。

なお、現在の当県とは逆に、実支出額が最高限度額を下回ることが予想される場合には、最高限度額の算定を省略することができるようにすることも併せて提案します。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

年3回の年間見込み額調査のうち2回を省略することで、業務の効率化に寄与し、浮いたコストで他の業務に注力することが可能となる。

根拠法令等

義務教育費国庫負担法第2条、義務教育費国庫負担法に基づく教職員の給与及び報酬等に要する経費等の国庫負担金に係る交付申請等の手続について(2文科初第1740号令和3年3月2日通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

千葉市、川崎市、名古屋市、三重県、京都府、兵庫県、岡山県、高知県、熊本市

○当県では、実支出額が最高限度額を下回る年が続いている。3回目の調査については、給与改定等の見直しによっては逆転の可能性があるため調査が必要である。

なお、2回目の調査については、省略できると事務負担軽減につながると考える。

○当市においても、実支出額が最高限度額を大きく上回っており、最高限度額による交付決定がほぼ確定的である。

支出額の年間見込みの算定作業のうち2回目3回目については省略できるようにし、見込み額と実績額の算定をそれぞれ1度ずつのみとすることで事務負担軽減につながると考える。

○当県においても実支出額が最高限度額を大きく上回っており、最高限度額による交付決定となっている。実支出額については年間見込み額を年3回、実績額を年1回と計4回も算定を行っているが、調査ごとに実績額が大きく変わることはない。1回の算定業務に40時間程度要することから、業務の効率化が進まず、支障をきたしている。

○当市においても例年実支出額が最高限度額を大きく上回っており、最高限度額による交付決定がほぼ確定的であるため、調査の省略により業務の効率化を図りたい。

○標記負担金について、提案県と同様、当自治体においても例年実支出額が最高限度額を上回っている。実支出額の算出は最高限度額を上回っていないことの確認のためと考えられ、本算出を割愛しても適正な交付申請は行うことは可能である。また、事務負担軽減の観点から、見込み額調査の回数が減ることは望ましい。

各府省からの第1次回答

まず、国庫負担額の算定方法は義務教育費国庫負担法等の法令に基づき定められている。具体的には、各都道府県等ごとに実支出額と最高限度額とを比較した上で、少ない方の額の3分の1を負担するものであり、この算定に必要な数値を把握するために所要の事務手続きを行っている。その上で、実支出額を1年に3回照会する理由は、以下のとおりである。

①1月の照会

次年度の4月に概算での当初交付決定を行うために、例年1月頃に照会している。本負担金は予算額が1.5兆円にも及び、各都道府県等の資金繰りにも影響が大きいことから、毎月概算払を行っているが、その前提として年度当初に交付決定を行う必要があるため、この時期に実支出見込額を照会している。

②7月の照会

義務教育費国庫負担金は法律補助であり、必要額を確実に負担する必要があることから、例年、その年の執行規模の見通しを踏まえた予算規模の調整を行っている。国庫負担対象となる教職員の給与費については、退職・採用、産休・育休、昇給・昇格等によって年間を通じて変動するため、必要額を確実に把握する必要があり、1月の照会の後、例年7月頃に改めて実支出額の見込みを照会している。

③11月の照会

例年夏頃に国家公務員の給与について人事院勧告(給与勧告)がなされ、これを踏まえた各都道府県等の人事委員会勧告が秋ごろになされる。これによって、各教職員の給与費に増減が発生することになる。このため、会計年度独立の原則の趣旨等も踏まえ、当該増減額を把握し、年度内に適正な額を執行する必要があることから、改めて11月頃に実支出額の見込を照会している。その後は、この実支出見込み額を踏まえて、改めて国庫負担額の精査を行い、年度末の3月頃に変更交付決定を行っている。

上記のとおり、各照会は、義務教育費国庫負担金の適正執行のために必要な手続きであることから、御提案の算定回数を省略することは困難である。

一方、文部科学省としては、実支出額の見込み方法までは定めていないため、各都道府県等における適切な方法により見込んでいただくことは可能であると考えます。

なお、最高限度額の算定は、法令に基づき、5月現在の教職員配置状況等をもとに算定することとされていることを踏まえ、年度当初に照会しているところであり、最小限の手続きであると考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

実支出額が最高限度額を上回ることが明らかな自治体においては、実支出見込額の照会及び見積作業を第1次回答に従って複数の時期に分けて頻回に行い、どれだけ精緻に見積もったところで交付決定額にはなんら影響することはない。そのため自治体の事務的負担に見合った効果はなく、義務教育費国庫負担金の適正執行にも特段の影響はない。このことから、算定回数を省略することは可能と考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【川崎市】

基本的に実支出額が最高限度額を上回っている状況にある限りにおいて、実支出額の動向は国の交付決定額に影響を与えない。各自治体において、交付決定額に変動が見込まれる場合のみ提出するなど、一定の簡略化の余地はあるのではないかとと思われる。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

実支出額を年3回照会することは、一次回答のとおり、義務教育費国庫負担金の適正な執行等のために必要な手続であり、その回数を省略することは困難である。一方、今回の御提案を受け、更なる負担軽減の必要性について承知したところである。このため、実支出額の照会への回答に当たり、各照会の趣旨や、その見込み方法を一定程度合理化することが可能であることを、担当者説明会の場等において示していきたいと考える。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【文部科学省】

(8)義務教育費国庫負担法(昭27法303)

教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担(2条及び3条)に係る実支出見込額の算定事務については、都道府県及び指定都市の事務負担を軽減するため、実支出額の見込み方法を簡便な算定方法とすることが可能である旨を、都道府県及び指定都市に令和5年度中に通知する。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

160

提案区分

A 権限移譲

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

私立幼稚園の認可、指導監督、財政措置に係る権限の指定都市への移譲

提案団体

川崎市、仙台市、千葉市、横浜市、相模原市、静岡市、名古屋市、京都市、北九州市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

私立幼稚園の認可、指導監督、財政措置に係る権限を都道府県から指定都市へ移譲すること

具体的な支障事例

私立幼稚園及び幼稚園型認定こども園の指導監督は、認可基準の観点から行う施設監督は都道府県が、子ども・子育て支援新制度(以下、「新制度」という。)に移行した幼稚園に対する特定教育・保育施設等の運営基準、給付の確認に係る指導監督は市区町村が監督を行うこととなっている。また、幼稚園に対する財政措置は、新制度移行園には市区町村から施設型給付が行われ、新制度未移行園には都道府県から私学助成が行われているが、新制度未移行の園も含めた幼稚園利用者に係る幼児教育・保育の無償化の手続きや子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっての幼稚園に係る「量の見込み」の算出等の業務は市区町村で行っている。幼稚園に係る各権限が一元化されていないことで、役割分担が曖昧となっており、都道府県と必要以上の事務調整等が発生している。

[事務調整等の具体例]

・国の宿舍借り上げ支援事業は市から認定こども園全てに補助が行われる一方で、ICT化推進等事業は県から幼稚園型認定こども園に補助が行われるなど、補助金の性質や国の所管省庁の違いによって、県と市のどちらが補助の実施主体となるか異なっていることから、県と市が独自の補助事業を創設する際に、それぞれの施設を補助の対象とするかなど、その都度調整する必要が生じている。

・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、支給対象範囲など各自治体の裁量で決めることが可能であるが、原油価格・物価高騰分の対応において、県と市で重複を避けるために双方で検討・調整を行い、迅速性が求められる中、多大な労力を要した。

・国が実施する各施設を対象とした調査等においても、その調査の性質等により、その都度、県と市のどちらがどの施設に対して調査を実施するか調整が必要となっている。

・厚生労働省・文部科学省・内閣府連名依頼の「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚園部におけるバス送迎に当たっての安全管理に関する緊急点検及び実地調査について(令和4年9月9日付け事務連絡)」においては、各園に対する書面の調査は、「県は幼稚園・市は認定こども園(全類型)」と対象が明記されていたが、書面の調査に基づく実地調査の対象施設は「管内市町村において実施するなど柔軟に対応して差し支えない」との表現となっており、調査の期限が短い中、県と市、双方の検討・調整に労力を要した。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

不要な調整事務等の負担が軽減され、行政の効率化等が図られるとともに、指定都市において幼児教育行政と保育行政を一体的に捉えた総合的な子育て支援策の実施が可能となり、住民サービスの利便性も向上する。

根拠法令等

学校教育法第4条、第13条、私立学校振興助成法第9条、子ども・子育て支援法第14条、第27条、第38条、第56条等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

千葉市、横浜市、相模原市、兵庫県

—

各府省からの第1次回答

私立学校行政においては、広域的な観点や効率的な事務の遂行の観点から、幼稚園の設置認可、指導監督、財政措置の権限が都道府県に一元化されているところです。仮に、制度として私立学校へのこれらの権限を一律に市町村に移譲した場合には、人員体制やノウハウの蓄積が十分でない市町村が、私立幼稚園に対する設置審査、指導監督、財政措置を実施する必要性が生じ、行政事務の非効率化を招く恐れがあります。したがって、私立幼稚園に対するこれらの権限を市町村に一律に移譲することは適切ではないと考えています。ただし、現行制度においても、地域の実情に応じて、地方自治法第252条の17の2の規定に基づき、都道府県が別途条項で定めることにより、これらの権限を市町村長に移譲することは可能です。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

市町村における人員体制やノウハウの蓄積が不十分なため、一律に移譲することは適切ではないとの回答であるが、規模の小さい町や村も含めて一律に移譲をした場合は、指摘のとおり人員体制やノウハウの蓄積の観点から、行政事務の非効率化に繋がる可能性は否定できないものの、本提案は、指定都市への移譲を求めているものである。

既に指定都市においては様々な事務・権限が移譲されており、さらには、幼保連携型認定こども園の認可・指導監督等の業務を行っている現状に鑑みれば、私立幼稚園の認可、指導監督、財政措置等の権限の移譲に向けて、円滑に事務が執行できるよう余裕を持ったスケジュールを組むことにより、これらの課題は解決できるものと考ええる。

なお、地方自治法第252条の17の2の規定に基づく事務処理特例はあくまで例外的な制度であることから、指定都市における幼児教育行政と保育行政を一体的に捉えた総合的な子育て施策を推進するためには、例外的な対応によらず法律上に明記の上、実施すべきものと考ええる。特に近年、必ずしも法令に根拠を要しない単発での補助事業や調査事業が増えている中で、その実施主体をより明確にするためにも、自治体間での例外的な対応によらず、法律上で権限を明確化しておくことが適切と考える。

また、事務処理特例により対応したとしても、私立学校法第9条に基づき都道府県に置かれる私立学校審議会による審議が引き続き必要とされる場合は、指定都市による一元的な対応は図れず、根本的な解決には至らないことから、事務処理特例による対応ではなく、法律上で整理を図るべきものと考ええる。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

私立幼稚園を含む私学行政は、幼稚園から高等学校までの学校段階別に政策判断を行えばよいものではなく、域内の児童生徒数や各段階の学校数、各段階の接続や連携の在り方、公立学校との連携・調整など様々な事情を勘案した上で、域内の私学行政について、幼稚園から高校まで一貫してどのような政策を講じるべきかを検討することによってはじめて、私学振興が適切に図られるものである。一つの学校段階のみを対象に政策を講じることとした場合、視野の狭い行政となり、結果的に私学行政の質の低下を招く懸念がある。

私立幼稚園の入園対象は、必ずしも一市内の幼児のみではなく、市町村を越えて入園してくる場合もあるため、

広域の見地に立って、対象幼児数や既存施設数等を勘案し、施設の適正配置・設置認可を行う必要がある。同様に、私立学校審議会(以下「審議会」)は、当該自治体において、幼稚園から高等学校までの様々な私学関係者を委員に任命し、段階横断的に私学行政全般を見通して判断を行うことで、その域内の私学行政全体の質の確保・向上を図っているところ、幼稚園段階だけを切り出して審議することは適切ではない。特に、私立学校の設置認可について、都道府県に設置された審議会の意見を聴くこととしている趣旨は、広域的な視点に立って、幼児児童生徒等の数の推移や将来的な見通し、ニーズ、公立学校の設置状況等を踏まえたうえで段階横断的な視点も持ちつつ、適正配置の観点から認可を行うことを目的としているところ、幼稚園と幼稚園以外の学校種との連携を断絶すべきでない。

また、高等学校以下の学校のみを設置する学校法人は都道府県が所轄することとなっているが、幼稚園の認可・指導監督権限等を指定都市に委譲した場合、学校法人の所轄庁と幼稚園の所轄庁が異なることや補助金の交付に係る事務の増加等により、かえって行政事務の非効率化や指導監督機能の低下を招く恐れがある。さらに、9つの指定都市から本提案を受けたところ、全ての指定都市が独自に審議会を設置して幼稚園の認可・指導監督を行う等の事務負担を許容できるのかについても疑問が残る。

また、法令に根拠を要しない補助事業や調査事業については、認可や指導監督権限とは直接関係なくそれぞれの事業の趣旨や内容に応じて実施先が決まっており、今回の提案が実現されても、根本的な解決にはならないと考えられる。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

—

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

183

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

教科書採択及び無償給与事務に係る指定都市から都道府県への報告を不要とすること

提案団体

仙台市、宮城県、東松島市、蔵王町、利府町、さいたま市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、大阪市、北九州市、福岡市、熊本市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

教科書採択及び無償給与事務は、いずれも都道府県を通して国に報告することが定められているが、この制度を見直し、政令指定都市に関しては都道府県から独立して給与事務が行えるよう改正を望む。

具体的な支障事例

【現行制度について】

義務教育諸学校用教科書については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第14条の規定により、市町村教育委員会等は、翌年度に使用する教科用図書を8月31日までに採択し、「教科書の発行に関する臨時措置法施行規則」第13条、14条の規定により、都道府県教育委員会が、市町村教育委員会等からの需要数報告を受け、教科書需要集計一覧表を9月16日までに国に報告するというのが法の趣旨である。

【支障事例】

教科書採択並びに需要数報告に関わる事務日程の支障はかねてよりあり、特に教科書改訂に係る採択年度はそれが顕著となる。

当市における教科書採択の事務を進めるに当たっては、県の審議会結果や採択方針が決定するのを待って、6月以降に調査研究や選定協議等を本格実施する。5月頃から7月末までに調査研究、協議会、教育委員会を複数回開催して公正な教科書採択を行うとともに、その間に教科書展示会や市民・保護者意見の集約等も行っており、教育委員会の事務は逼迫する。

県への需要数報告締切上、採択は最長でも7月末までに終わらせる必要があることに加え、学校が採択結果を確認し需要数報告の事務作業を行う期間は、県への報告締め切り上3～4営業日となるため教員の業務も圧迫している。

さらに当市では需要数報告に当たって、小・中学校・特別支援学校など190校もの学校から提出される書類の受領、確認、集計作業を行っているが、特に確認作業については内容に誤りがないか十分に確認する必要があるため、多くの時間を要する。実態としては補正作業を教育委員会が丁寧に行っており、県への報告期限である8月上旬までに遺漏なく事務処理を行うことは大変な労力を要する。

【制度改正の必要性】

学校数の多い市町村は同様の課題を抱えていると考えられ、特に当市をはじめ全国の政令指定都市等は、結果的に9月16日の報告期限よりも相当早く報告する必要に迫られることになっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

政令指定都市は都道府県の需要数報告スケジュールに拠ることなく、自治体独自の日程で教科書採択及び無償給与事務を進めることができ、その期限も9月16日迄と当市を例に挙げれば現行よりも1ヶ月強延びることに

なる。これは、事務作業の効率化や負担軽減といった点においても、地方分権改革が業務改善や公務員（教員）の働き方改革につながるものとして期待できる。

根拠法令等

義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律施行令第 14 条、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則第 13 条、第 14 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

大阪府、大阪市

—

各府省からの第 1 次回答

昨年度も需要数報告に係る同旨の要望がなされており、文部科学省においても、採択における調査の充実及び事務負担の軽減等の観点から、需要数報告に係る作業時間の確保は重要な課題であると認識している。需要数報告に関しては、採択後の需要数の確定作業に一定の時間を要する一方で、現行の教科書事務執行管理システムが複雑であること等の問題点が指摘されており、文部科学省では、現在、現行システムの課題を分析し、円滑かつ効率的な需要数報告を可能とするための抜本的なシステム改修に向けた取組を進めているところであり、これにより本件課題への対応は可能であると認識している。

現行システムの改修については、令和 5 年度当初予算において新システムの仕様書を作成するための経費を計上し検討を進めているところであり、本システム改修により市町村と都道府県による集計・確認作業に要する時間を大幅に改善することで、需要数報告に係る作業時間の確保が可能となることや、需要数報告における各学校の作業の見直しを図ることで、学校及び市町村の負担を軽減しながら作業の迅速化を図ることが可能であると考える。

昨年度の需要数報告に係る同旨の要望への対応方針として「地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、（中略）その結果に基づいて必要な措置を講ずる」ことが昨年 12 月に閣議決定されたところであり、文部科学省としては、本閣議決定に基づきシステム改修を含む必要な措置を講じることが、迅速かつ確実であると認識している。

都道府県教育委員会は、教科書の正確な需要数の把握において必要不可欠な役割を果たしており、都道府県が負うべき教科書供給の一連の事務から、需要数の把握事務のみ切り出し、指定都市に移譲することは不可である。

なお、政令指定都市の人口規模で教科書の需要数報告に誤りがあった場合、再発行に要する時間と費用は甚大であり、使用義務のある教科書を新年度に供給できない恐れが生じる。

（別紙あり）

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

今回の提案は、学校の需要数報告に係る業務負担の軽減はもちろんだが、指定都市が学校から提出された需要数報告を集計・確認し、それを都道府県に報告するまでの作業時間が十分に確保できないということと、実質的な採択事務期間が短く、大きな負担となっているということが課題であるとの認識で行っている。したがって、現行システムの改修によって、作業時間や作業内容は、どのくらい改善できると考えているのか、具体的にお示しいただくとともに、早急に進めていただきたい。また、都道府県教育委員会に対しては、改善内容に合わせて報告締切期限を見直すよう、文部科学省からの指導を検討いただきたい。

さらに、都道府県教育委員会は特約供給所と必要に応じて連携しつつ、市町村から提出された需要数についての確認作業を行っているとのことであるが、本市では、1 次回答別紙に示されているものと同様の作業を特約供給所と連携しつつ、約 190 の学校との間で、短く限られた時間の中で細心の注意を払って行っている。このことにより、県からの入力ミス等の指摘はほとんどない状況であり、改めて都道府県による二重の確認作業は不要であるとする。また、短い期間で膨大な事務作業を行っており、担当職員の負担はとて大きく、連日深夜まで作業を行わないと間に合わないのが現状である。誤りが発生するのは、担当者の理解不足だけではなく、報告期限との兼ね合いで確認作業を行う期間が短いことが主な要因であると認識している。確認作業を行う時間と期間を十分に確保することで、誤りを減らすことができるものと考えられる。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【大阪府】

今回の要望は、都道府県から指定都市に移譲されている事務権限の内容の見直しを求めるものである。根拠として別紙に示されている法令については、指定都市制度が運用される以前に施行されたものであり、実態に見合ったものでない。システム改修を含む必要な措置を迅速に行えないのであれば、指定都市が、都道府県から独立して教科書供給の一連の事務を行うことができるよう、法改正を行えばよい。働き方改革も進めている中、そもそもシステム改修を行うのであれば、より事務手続きが簡素化できるようにしていただくことが重要。システム改修は確実な需要数の把握の役割とは切り離して考えるべきもの。

また、指定都市と都道府県による二重の確認作業が不可欠と示されている根拠も不明瞭で、指定都市の責任のもと、独自に二重の確認を行うことは可能と考える。

なお、令和5年度当初予算において新システムの仕様書を作成するための経費を計上し検討を進めているとのことであるが、具体的にどのような内容でいつから導入できるのかを明確に示していただきたい。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

なお、令和5年度当初予算において新システムの仕様書を作成するための経費を計上し検討を進めているとのことであるが、具体的にどのような内容でいつから導入できるのかを明確に示していただきたい。

各府省からの第2次回答

令和5年度予算において新システムの仕様書を作成するための経費を計上し、令和6年度予算概算要求において新システム構築のための必要経費を計上することとしている。文部科学省としては、予算の成立を前提として令和6年度に新システムを開発し、できるだけ早期の運用開始を想定している。

本システムは、これまでの表計算ソフトによるファイルへの入力・出力及びメールでの共有という形式を抜本的に改め、オンラインによる入力・集計を可能とするものである。これにより、市町村と都道府県による集計・確認作業に要する時間を大幅に改善することで、需要数報告に係る作業時間の確保が可能となる(市町村等の提出期限を現状から2～4週間程度延長可能との見立て)。

また、新システムの導入に併せて、需要票等の様式や文部科学省への報告期限等について、作業の効率化及び作業時間の確保等の観点から見直しを図ることも可能となる。

なお、令和6年度の教科書採択及び需要数報告について、文部科学省から都道府県教育委員会に対し、市町村等における教科書採択及び需要数報告に係る調査・作業時間の確保に配慮するよう要請するとともに、必要に応じてヒアリングし、助言等を行ってまいりたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【文部科学省】

(4)教科書の発行に関する臨時措置法(昭23法132)

地方公共団体が行う教科書の採択・需要数報告に係る事務については、地方公共団体の事務負担の軽減及び作業時間を確保する観点から、以下のとおりとする。

・地方公共団体に対して、毎年度発出している教科書採択事務に係る事務連絡について、複数の事務連絡を集約し、早期に発出した。

[措置済み(令和5年3月31日付け文部科学省初等中等教育局教科書課長通知)]

・需要数報告に係る事務の効率化による負担軽減を図るため、当該事務に係る新たなシステムを令和7年度からの運用に向けて構築する。

・当面の措置として、市区町村教育委員会における当該事務の調査・作業時間の確保に配慮するよう、都道府県教育委員会に令和5年度中に要請する。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

197

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

地方教育費調査の隔年化及び説明書の記載内容の明確化

提案団体

岡山県、宮城県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

地方教育費調査(統計法(平成19年法律第53号)に基づく一般統計調査)における教育費調査及び生涯学習関連費調査について、毎年実施から隔年実施に変更すること。
また、調査における「教職員」の定義を明確化すること。

具体的な支障事例

本調査への報告にあたっては、都道府県及び市町村教育委員会、都道府県立学校それぞれにおいて、資料の収集や項目別数値の振分・集計、エラーチェック対応など、膨大な事務処理が必要であり、毎年、相当な時間と労力を要している。本調査は、学校教育、社会教育、生涯学習関連及び教育行政における地方公共団体から支出された経費並びに授業料等の収入の実態を明らかにし、国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的としているが、毎年実施することの有用性と事務負担とを改めて比較考量いただきたい。

また、調査票作成にあたっては、学校教育費調査票「A-1 人件費」において給与をa～dの四項目に分類するが、教職員の定義については、現行の説明書に明確な記載がなく、別紙『質疑応答集』にて「教職員の定義について、本調査と学校基本調査の定義はおおむね同じであるが、例えば本調査の対象である学校給食センターの職員を、学校基本調査では対象としないなど、異なる取扱いをする場合がある。」と記載されているにとどまり、本調査と学校基本調査の担当者が異なれば整合性を取るのが困難である。恒常的に誤計上が生じており、分類の判断が難しく、非効率な事務処理につながっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県、市町村教育委員会及び都道府県立学校における事務負担が大幅に軽減され、他の教育にかかる業務に注力することができる。

根拠法令等

地方教育費調査要綱第5

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

羽後町、茅ヶ崎市、富山県、石川県、浜松市、豊橋市、京都府、徳島県、高知県、長与町、熊本市、宮崎県

○本調査への報告にあたっては、当市教育委員会において、資料の収集や項目別数値の振分・集計、エラーチェック対応など、膨大な事務処理が必要であり、毎年、相当な時間と労力を要している。毎年実施することの有

用性と事務負担とを改めて比較考量いただきたい。

○計上項目は決算科目の区分とは異なり、細分化や再計算が必須であるが、各報告元において正確な数字を計上できているのか甚だ疑問である。誤計上が生じやすい現状であり、分類の判断が難しく、非効率な事務処理につながっている。当市における正確な算出にあたっては、約9千件にのぼる伝票のデータ加工を余儀なくされている。

実施することの有用性と事務負担とを改めて比較考量いただきたい。国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料とするならば、決算科目と一致させる等大枠での分類でも可能と考える。

各府省からの第1次回答

本調査の結果は、教育に係る経費等を財源別(国と地方政府の負担割合等)・支出項目別(教員給与等経常経費や建築・施設整備費の割合等)に明らかにし、さらに都道府県別の集計を行うことにより、地方交付税措置の算定に係る単位費用など国の基準額と各都道府県の実支出額が比較できるほか、都道府県において、自らの教育財政状況を他都道府県等を客観的に比較し、都道府県における教育諸施策の検討・立案に活用することが可能なものである。加えて、他の教育費に係る調査(学校基本調査等)結果と合わせることで、我が国の教育に対する公財政支出の全体像を把握することにも活用されている。OECDの分析による諸外国等との比較を通し、我が国は教育に対する公財政支出の対GDP比が低迷していることが明らかになり、このことは国会、教育再生実行会議、財政制度等審議会等における教育財政の在り方に関する議論で数多く取り上げられている。また、把握した公財政支出の全体像は、教育に対する私費負担(保護者負担等)との割合比較を通して、家計負担の軽減を行うべき教育支出の検討に役立てられており、幼児教育の段階的無償化等に至る教育再生実行会議等の議論の基礎となったところである。

このように本調査の結果は、国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するために広く活用される基礎資料であり、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)等において、証拠に基づく政策立案(Evidence-Based Policy Making)の取組強化を図ることとしている点からも、今後の教育政策の遂行に必要な不可欠なデータを提供している本調査の隔年化は難しいと考える。

また、決算区分はあくまで会計上の所用のために設定されるものであり、教育にかかる支出を把握する目的からは必ずしも十分なものではないが、本調査の定義と一対の状況と考えられる決算区分については、決算区分上の金額を用いて本調査の回答を行うことが可能と考えられるので、決算区分から計上金額の把握ができるものもあり得ると考えるところである。調査の構造をご理解いただくためにも、どのような決算区分が、本調査ではどのような項目に該当する可能性があるかは、毎年の説明会資料の一部としてお示ししているところである。人件費については、地方教育費調査における定義は現在も手引きにおいて記載しているところではあるが、より分かりやすいものとなるよう今後改善に努めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本調査の有用性については承知したが、事務負担を比較考量した回答がないので、第2次回答では回答いただきたい。

また、子供の学習費調査など、隔年で実施している他の調査と比べて、とりわけなぜ地方教育費調査が重要なのかを、活用場面の数の差異など、可能な限り数値化してお示しいただき、どうして隔年ではなく毎年実施する必要があるのか明示願いたい。さらに、OECDの分析による諸外国との比較などについても言及されているが、諸外国でも毎年調査を実施しているものなのかご教示願いたい。

なお、本提案が受け入れられず、引き続き調査を毎年実施することとなったとしても、負担感解消のため、調査を実施する際に、本調査が継続的にどのように活用されているか、わかりやすく示した資料を添付することなどを検討いただきたい。(説明会資料では、平成29年の経済財政諮問会議の資料が掲載されており、数年に一度の調査でよいような印象を受ける。)

人件費については、より分かりやすいものとなるよう今後改善に努めるとのことだが、学校基本調査との定義を合わせることを検討しているのかどうか(例えば、学校給食センターの職員は具体的にどういった取扱いになるのか明記することを検討しているのかなど)、また、いつ頃を目途に改善結果をお示しただけなのかご教示いただきたい。なお、「他の教育費に係る調査(学校基本調査等)結果と合わせることで、我が国の教育に対する公財政支出の全体像を把握することにも活用」とされており、学校基本調査等と結果を合わせることを前提にするのであれば、定義も合わせるのが適当と考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

当省のほか他府省でも公表値を自由に利用できる本調査の活用場面を網羅的に調べ上げることは困難であることから、定量的に示すことはご容赦いただきたい。また、OECDの分析にかかる諸外国の一次統計データやその調査周期は明らかにされていないため、分かりかねる。その上での回答になるが、調査周期は各々の調査の性質により設定されているところ、本調査の対象は1年単位で予算・決算が行われる自治体の支出であり、地方教育費に関する最も基礎的なデータである。政策として行われる各種事業には、GIGAスクール構想に代表されるような補正予算を財源に実施する比較的短い期間のものも少なくないことを踏まえると、政策のインパクトを捉えるには毎年調査することが適当であり、教育費をめぐる議論を行う上で、毎年の最新値を有することは極めて重要と考える。

また、本調査の調査結果は、審議会や白書等での分析や毎年度作成する「国民経済計算」(基幹統計)の推計に用いられるなどの利活用がなされており、隔年化した場合にはこれらの利活用にも影響がある。

最新値が種々活用されている現状では隔年化することは難しいが、調査回答の負担が大きいとのご意見を踏まえ、今後は、各自治体の回答負担の軽減に資するよう、調査における注意点の図示や、誤りやすい費目についての説明スライドを資料に盛り込むなどの工夫はもとより、各自治体での工夫の事例を共有するなど、より省力化につながるよう対応を行って参りたい。

また、今後は活用の状況を十分ご理解いただけるように、本調査の活用状況を、令和6年度調査以降において、より分かりやすく手引き・説明資料で示して参りたい。

人件費についても、次回調査である令和6年度(令和5会計年度)調査から、分かりやすくお示しして参りたい。一方、定義については、現在のものが適当か検討して参りたいが、その際にはあらゆる側面から検討する必要があり時間を要するため、令和6年度までに検討を行い、変更を行う場合には令和7年度(令和6会計年度)調査を見据えて対応を行って参りたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(令和5年12月22日閣議決定)記載内容

5【文部科学省】

(12)統計法(平19法53)

(i)地方教育費調査については、その説明書等において、回答上の注意点の図示や当該調査の活用状況の紹介などの記載内容を充実させるよう検討し、令和6年度に実施する当該調査から反映させる。

また、学校基本調査との人件費の定義の統一について検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

198

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

子供の学習費調査にかかる都道府県経由事務の廃止及び調査対象の見直し

提案団体

岡山県、宮城県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

子供の学習費調査(統計法(平成19年法律第53号)に基づく一般統計調査)について、都道府県を経由せず、文部科学省から直接学校へ調査依頼し、学校から直接回答するよう調査システムを変更すること。
また、公立幼稚園の調査実施学校数を削減し、認定こども園を調査対象に追加するなどの見直しを行うこと。

具体的な支障事例

例年、文部科学省の定めた調査実施学校数に基づき無作為に選定した学校に、調査協力への理解を得ることに苦慮している。調査開始後も、都道府県では回答内容の審査をほとんど行わない紙の調査票を集約し、文科省に提出しているが、この過程が無ければ保護者の提出締切を最大1か月ほど延ばすことができる。また、国から都道府県を経由して学校にオンライン回答状況が提供されるため、学校がタイムリーに回答状況を確認できず、学校が効率的に調査票を回収できなかつたりするなど、都道府県を経由することによって、調査対象保護者、調査実施校、都道府県それぞれに負担や時間の無駄が生じている現状があるため、都道府県を経由せず、文部科学省から直接学校へ調査事務を行うことを検討いただきたい。

また、現在、当県の公立幼稚園数・園児数は減少傾向にあり、調査実施学校において調査対象園児数を満たさない園が多く、安定的な統計データの収集が難しくなっている。今後も幼児がいる家庭の教育費負担を調査するには、代わりに近年増加傾向にある幼保連携型認定こども園を調査対象に加えるなど、調査対象の変更を検討いただきたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

調査対象保護者、調査実施校、都道府県における事務負担が大幅に軽減され、他の教育にかかる業務に注力することができる。また、幼児がいる家庭の安定的な標本数が確保され、正確なデータを統計に反映させることができる。

根拠法令等

子供の学習費調査要綱第2、第3の2、第6、第9

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

青森県、羽後町、茨城県、栃木県、神奈川県、富山県、石川県、三重県、京都府、徳島県、高知県、宮崎県

—

各府省からの第1次回答

調査実施校を文部科学省が選定すること等については、他の都道府県のご担当者様からも様々な意見を頂戴しており、それらのご意見を踏まえ、文部科学省での抽出については引き続き検討を進めているところである。回収についても、効率的な手法を今後検討して参りたいと考えているところではあるが、現時点では検討の途上であることをご理解いただきたい。

なお、都道府県ごとの割当は在籍者数に応じて行うため、在籍する幼児・児童・生徒数が少ない場合には、対象とする学校数も少なくなるところである。また、平成30年度調査までは1学年当たりの規定数に満たない学校は調査対象としていなかったが、小規模市町村に居住する幼児・児童・生徒の学習費支出状況を調査結果に反映させることができるよう「これからの子供の学習費調査に向けた改善プラン(平成30年9月)」で述べられていることを踏まえ、現在は1学年当たりの規定の人数に満たない在籍者数の学年がある学校であっても、当該在籍者数を上限に調査実施することと変更したところであるので、小規模な園においても調査対象校に含まれることの趣旨へご理解を願いたい。

今後、3回調査(6年)に1度、全学校種における統計精度の状況を点検・評価し、回答者負担軽減の観点も考慮しながら、必要に応じて調査対象数の再設定を検討することとしている。調査対象の学校種についても、在籍者数規模を見ながらその中で検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

調査実施対象の選定等について、検討いただいていることは承知したが、いつごろを目処に検討結果をお示しいただけるのかご回答願いたい。

また、「これからの子供の学習費調査に向けた改善プラン(平成30年9月)」を踏まえての変更も承知したが、幼保連携型認定こども園を調査対象としないこともまた、適切な調査結果を得られないことにつながると考えるので、調査対象に加えるかどうかの検討状況について、明示いただきたい。(なお、地方教育費調査等の他の調査では幼保連携型認定こども園も対象とされており、結果を合わせて活用するのであれば、調査対象とするのが適当と考える。)

加えて、以下について回答がないので、第2次回答においては詳細な回答をいただきたい。

①調査開始後も、都道府県では回答内容の審査をほとんど行わない紙の調査票を集約し、文部科学省に提出しているが、この過程が無ければ保護者の提出締切を最大1か月ほど延ばすことができる。また、国から都道府県を経由して学校にオンライン回答状況が提供されることで、学校が効率的に調査票を回収できなかったりするなど、都道府県を経由することによって、調査対象保護者、調査実施校、都道府県それぞれに負担や時間の無駄が生じている現状があるため、都道府県を経由せず、文部科学省から直接学校へ調査事務を行うことを検討いただきたい。

②上記①の検討が困難であれば、オンライン回答状況を国から直接学校に送付いただくことは可能なのか、お示しいただきたい。

③上記①の検討が困難であれば、都道府県では回答内容の審査をほとんど行わない紙の調査票を集約し、文部科学省に提出している現状を改善するために、学校から直接紙の調査票を国へ送付するような変更が可能なのか、お示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

「これからの子供の学習費調査に向けた改善プラン(平成30年9月)」で述べているとおり、3回調査(6年)に1度、全学校種における統計精度の状況を点検・評価することとしている。

これを踏まえ、調査実施校の抽出については、令和3、5年度(2回目)の調査終了後に点検・評価を開始し、令和7年度調査(3回目)の結果を最終確認した上で適当と考えられれば、令和9年度調査から反映するスケジュールを考えている(現時点では、点検・評価の開始に向けた準備を行っている)。

幼保連携型認定こども園を調査対象範囲とするかどうか等も上記スケジュールの中で検討して参りたい。

令和5年度調査では、都道府県の事務負担軽減を図るため調査票取集事務の一部代行を都道府県の協力を

得て試行している。調査票紙面の収集系統の変更については、この試行の結果及び予算確保の状況を踏まえて、学校から文部科学省への直接送付が可能との結論が得られれば、令和7年度調査以降において対応を行って参りたい。

また、オンライン回答状況について都道府県を経由せずに学校が直接確認することを可能とすることについては、令和6年1月を期日としている令和5年度調査の第2回調査票提出に向けて協力いただける都道府県を募り、試行・検討予定である。試行の結果、全国展開が可能との結論が得られれば、令和7年度調査以降において対応を行って参りたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【文部科学省】

(12)統計法(平19法53)

(iii)子供の学習費調査については、以下のとおりとする。

・調査票の回収に係る事務については、令和7年度の当該調査に向けて、都道府県の経由を要しない手法について検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

・調査実施学校の選定者を都道府県から調査の実施主体である文部科学省へ変更することや、幼保連携型認定こども園を調査対象に追加することについては、令和9年度の当該調査に向けて検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

199

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

学校教員統計調査にかかる回答方法の見直し

提案団体

岡山県、宮城県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

学校教員統計調査(統計法(平成19年法律第53号)第2条第4項に基づく基幹統計調査)について、マクロ付き調査票を廃止し、システムへの直接入力による回答とするなど回答方法を見直すこと。

具体的な支障事例

令和4年度調査において、マクロ付き調査票(Excelデータ)を使って回答することになっていたが、パソコンやネットワーク環境の設定によっては、調査票をダウンロードする際マクロ機能が破損したり、クリックすればシステムへ直接回答送信できる仕様が上手く機能しないなどの不具合により、学校からの問い合わせが多発し、その対応に時間と労力を非常に要した。特に幼稚園やこども園など、パソコン操作に不慣れな学校も多くあり、学校基本調査や地方教育費調査、社会教育調査など他の統計調査と同様に、システムへの直接入力による回答とするなど、分かりやすく簡単な回答方法への変更を検討いただきたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県、市町村教育委員会及び学校における事務が効率化され、本来の調査業務に注力することができる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

青森県、羽後町、栃木県、さいたま市、富山県、石川県、京都府、広島市、徳島県、高知県、熊本市、宮崎県

○提案同様に、各学校が回答する調査票のマクロの不具合だけでなく、審査する教育委員会において使用するマクロ機能付きのExcelファイルの不具合も多く、対応に苦慮した。

○令和4年度調査においては、当県でも記載内容どおりの状況が発生しており、事務の効率化のため、回答方法の検討は必要である。

○当県においても、問い合わせが多く寄せられたことに加え、セキュリティ対策の1つとして、マクロの利用を制限しているため、回答作業に多くの時間と労力を要した自治体やマクロが上手く機能せず、オンラインでの回答を諦めた私立幼稚園等があった。

○当市においても同様の支障があり、調査表に関する問い合わせが学校から殺到し、その対応に時間と労力を非常に要した。回答方法の見直しのみならず、調査内容自体の見直しも検討いただきたい。

各府省からの第1次回答

令和7年度調査に向けて、総務省や統計センターと相談しながら、マクロ無の Excel 調査票か、HTML 調査票に変更することを検討しております。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

パソコンやネットワーク環境によって、不具合が生じることなく、幼稚園やこども園など、パソコン操作に不慣れな所属においても対応しやすい、分かりやすく簡単な回答方法となるよう引き続き検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

令和7年度調査に向けて、総務省や統計センターと相談しながら、マクロ無の Excel 調査票か、HTML 調査票に変更することを検討していることについて、1次回答でご理解いただいたものと認識しています。引き続き検討してまいります。少なくとも回答者の環境に影響を受けるマクロ付きの電子調査票とはならない予定です。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【文部科学省】
(12)統計法(平19法53)
(ii)学校教員統計調査については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、令和7年度実施予定の次回調査に向けて、回答方法を見直す方向で検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

200

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

要保護児童生徒援助費補助金等に係る提出書類の簡素化

提案団体

岡山県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金に関して、状況報告書の提出後、状況に変更がなければ、変更交付申請に係る書類の提出を不要とすること。

具体的な支障事例

状況報告書(第7号様式別紙1、別紙4(2))と変更交付申請時に提出する事業計画書(第2号様式の1、第2号様式の4)は記入内容がほぼ同一であるにも関わらず、前者は令和4年度では令和4年12月2日、後者は令和5年2月3日をそれぞれ締め切りとして市町村が作成し、国に提出しており、状況報告書提出時から変更交付申請時までに状況の変更が無い場合、ほぼ同一の様式を二度作成することになり、事務作業が重複している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

状況報告書提出時の状況と変更がない場合に変更交付申請に係る書類の提出を省略できるようにすれば、国、都道府県、市町村それぞれの事務処理の簡素化を図ることができる。

根拠法令等

要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

岩手県、羽後町、茨城県、相模原市、高知県、熊本市、宮崎県、鹿児島県

○状況報告書(第7号様式別紙1、別紙4(2))と変更交付申請の際に提出する事業計画書(第2号様式の1、第2号様式の4)は記入内容がほぼ同一であり、状況報告書の提出から変更交付申請までに状況の変更が無い場合であっても、ほぼ同一の様式を再度作成することとなり、事務作業が重複している。状況報告書の提出から状況の変更がない場合は変更交付申請に係る書類の提出を省略できるようにすることで、事務処理の簡素化を図ることができると思う。

各府省からの第1次回答

変更交付申請の内容が状況報告書(第7号様式別紙1、別紙4(2))と変更がない場合は、変更がない旨の連絡をもって事業計画書(第2号様式の1、第2号様式の4)の提出に換え、変更交付申請を状況報告書で行うことができるようにすることで事業計画書の提出を省略可能とするよう、令和6年度の補助金執行から対応すること

とし、そのために必要な要綱等の所要の改正を令和5年度中に行いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答で示された事務負担軽減の早期実現に向け、検討願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

事務負担軽減の早期実現の観点から、状況報告書(第7号様式別紙1、別紙4(2))と事業計画書(第2号様式の1、第2号様式の4)の様式を一本化し、変更交付申請時に事業計画書を状況報告書で代替する場合には、交付申請書にその旨を示す欄を設けるなど、交付要綱の改正点を明確化し、令和5年度中の可能な限り早期に要綱の改正及び適用を図ってまいりたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(令和5年12月22日閣議決定)記載内容

5【文部科学省】
(18)要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金
要保護児童生徒援助費補助金(学用品費等)及び特別支援教育就学奨励費補助金については、地方公共団体の円滑な事務の執行に資するよう、「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」(昭62文部省)を改正し、状況報告書が事業計画書を兼ねるように、様式の一体化を行うとともに、変更交付申請において、状況報告書の内容から変更がない場合には、状況報告書を事業計画書とみなすことを可能とした。
[措置済み(令和5年10月31日付け文部科学省初等中等教育局長通知)]

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

201

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

へき地児童生徒援助費等補助金に係る提出書類の明確化及び事務処理の簡略化

提案団体

岡山県、宮城県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

へき地児童生徒援助費等補助金に係る提出書類を事前に明示すること及び変更交付決定を行わない事業における書類提出を不要とすること。

具体的な支障事例

【必要書類の明示】

年度当初に年間の事務処理についての連絡が文部科学省からあり、その際事業担当(市町村)・とりまとめ担当(県)が提出する書類を一覧にしているが、要綱第4条第1項により実際に事業計画書を提出する際には一覧にない資料を事業計画書提出後に別途求められ、何度も国→県→市町村の間で照会や確認を行っている。

(例)市町村における補助の交付要綱、児童の名簿、バス運行の契約書等

長年の実務において、必要となる書類の傾向は国で十分把握していると思われるので、補助の可否を審査する過程で必要な資料や確認事項があるのであれば、事前に明示してもらいたい。もしくは、明示しないのであれば、追加の書類提出を最低限のものに留めてもらいたい。

【変更交付申請事務の簡素化について】

事業状況の確認後、差額が生じる事業については変更交付申請(交付決定)を受けているが、変更交付決定をしない事業(補助対象経費の変動があったとしても補助額に影響を及ぼさないもの)においても「変更後の事業計画書」や「事業内容の内訳書」を求められ、県や市町村において書類作成等の事務が発生している。事業状況報告の趣旨は文科省も示しているとおり、「全体として予算残額が生じた場合に要望に基づき増額の変更交付決定等を行い」効率的な予算執行に努めるためのものと思われるので、変更交付決定をしない事業における書類提出は不要だと思われる。一律に事務処理を行うのではなく、全国の予算の執行状況を踏まえたうえでより効率的で効果的な予算配分となるよう、事務を内部で取捨選択してから県や市町村に依頼願いたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

国と地方のやり取りが減り、国、都道府県、市町村それぞれの事務負担を軽減することができる。

根拠法令等

へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

青森県、岩手県、羽後町、徳島県、高知県、宮崎県、鹿児島県

○当県でも国から提出書類一覧に記載されていない資料を提出した事例がある。あらかじめ提出書類一覧に明記していただいた方が都道府県・市町村ともに担当者が変わった場合でもスムーズな対応ができる考える。
○事業計画書の提出後に、提出一覧にはない書類の提出を求められることがあり、国と県と市町村の間で何度も確認を行っているので、事前に明示してもらいたい。変更交付申請をしない事業(補助対象経費の変動のみで補助額に影響がないもの)においても、変更後の事業計画書等を求められ、書類作成等の事務が生じており、変更交付決定をしない事業における変更後の事業計画書等の提出を省略できるようにすることで、事務処理の簡素化を図ることができる考える。

各府省からの第1次回答

へき地児童生徒援助費等補助金の申請に当たり、各自治体から提出いただく資料については、提出書類一覧に記載している資料のほか、様式中に記載している資料などもあるが、必要な資料について、1つの資料で確認できるよう、提出書類一覧を改める。
また、変更交付申請事務については、簡素化を図る。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答で示された事務負担軽減の早期実現に向け検討願いたい。変更交付申請の手続きについても、要綱や例年の通知に元々あるとおり、補助額に変更がない場合の書類提出を省略し、また、再配分(変更交付決定)においては一律に事務処理を行うのではなく、全国の執行状況を踏まえ、補助金の公平性を確保しつつ、効率的な事務処理を行うことができる再配分となるよう対応願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

へき地児童生徒援助費等補助金申請の際の提出書類一覧を改める。変更申請手続きについては、補助対象経費の変更が生じない自治体については提出を求めない等、各自治体の事務負担が軽減されるよう対応する。
また、再配分(変更交付決定)については、効率的な事務処理となるよう努め、交付要綱に基づき適切に配分する。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(令和5年12月22日閣議決定)記載内容

5【文部科学省】
(19)へき地児童生徒援助費等補助金
へき地児童生徒援助費等補助金の交付申請等の手続については、地方公共団体の円滑な事務の執行に資するよう、提出書類を簡素化するなど、令和5年度中に必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

205

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

子どものための教育・保育給付に係る運用の見直し(制度の簡素化と事務の効率化)

提案団体

延岡市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

子どものための教育・保育給付に係る保育所等における処遇改善等加算の制度見直し

具体的な支障事例

【現行制度】

「処遇改善等加算Ⅰ」は、「教育・保育の提供に従事する人材の確保と資質の向上を図るために賃金水準を維持すること」を目的に、入所児童数や職員の平均経験年数に応じて変動する。

【支障事例】

加算に係る算定を行う市町村担当部局においては、保育現場での理解が進みづらいうえ、各園の状況によっては、その都度、様々な疑義が生じており、各施設からの問い合わせへの対応も含め、多大な事務負担が生じている。

また、制度の煩雑さから、様々な事業の精算事務が重なる年度末の短期間に、給付費の各園への精算事務において返還せざるを得ないケースもしばしば生じるなど事務の輻輳化を招いており、その事務負担も大きく、結局のところ、地方分権にとってはマイナスである。

【制度改正の必要性】

加算算定に係る解釈において、例えば、職員個人の業績等に応じて変動するものは、賃金水準を下げることも可能とされ、入所児童数の減少に伴う場合は、職員個人の業績に影響を及ぼすものとして、賞与を下げて加算要件は満たすものとするが、その解釈を含め、児童数減少幅や減少期間、または職員個人の業績の影響の範囲など、煩雑さから解釈においても差異が生じるなど、制度の簡素化が必要な状況にある。

【支障の解決策】

保育士の配置基準の見直しや「こども誰でも通園制度」の創設などが予定される中、今後、さらに保育人材の確保は急務であり、「長く働くことができる」職場環境の構築も目的とする「処遇改善等加算Ⅰ」における加算率の上限や入所児童数を基礎とする加算算定方法については、市町村に賃金改善実績報告書を提出する必要がないよう、例えば、非常勤職員を含む全職員数に対して、統一単価を乗じて算出する方法のみに見直すなど制度の簡素化をはじめ、解釈の部分を含めた明確な算定方法の提示による事務の効率化についてご検討いただきたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

処遇改善等加算の制度を見直すことにより、事業所の事務軽減と保育士の処遇改善を図り、長く働くことができる職場環境の構築、ひいては質の高い教育・保育を提供できるようになる。

根拠法令等

施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(令和2年7月30日付け(最終改正令和4年11月7日付け)内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、旭川市、仙台市、ひたちなか市、越谷市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、長野県、半田市、奈良県、和歌山市、徳島県、熊本市、鹿児島市

○賃金改善実績報告書の省略については慎重な検討が必要と考えるが、当市においても市、施設双方にとって大きな負担となっていることから、制度の簡素化等を行う必要があると考える。

○当市においても、処遇改善等加算制度については、各事業所、市ともに制度内容の理解や申請実績確認など内容が非常に煩雑なため多大な事務負担が生じている。

○処遇改善等加算の制度については、制度そのものが複雑であり、運営法人の職員と行政職員の両者の確認作業等に多大な人的資源が割かれている。また、処遇改善等加算Ⅰで求められている賃金水準の維持についても、法人前年の水準と比較する制度となっており、開始時点の賃金水準が高い場合、支払い残額が連続して発生する等、制度の安定的な継続が困難な状況である。早急な制度の簡略化や見直しが必要と考えている。

○当市においても、対象施設に勤務する保育士一人一人の経験年数の算定に係る審査や、各施設からの問い合わせへの対応等、多大な事務負担が生じている。また、対象施設においても、保育士の従事証明書等の提出による事務負担が生じているほか、煩雑な制度内容であるために、制度理解や職員への周知に苦慮している。

○施設、事業所から処遇改善等加算の制度が分かりづらいとの声や改善してほしいとの要望が多くある。事務も煩雑であるため施設、事業所への負担も大きく、本来考えるべきである「保育」について十分に検討できていないとの声もある。

○処遇改善等加算Ⅲが追加されたことで、自治体、施設ともに、事務負担がさらに増加している。既存の処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱへ統合するなど、制度の簡素化を検討していただきたい。

○処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱの制度が煩雑であるため、市町村も保育施設も理解が進みづらい状況。結果として、認定を行う都道府県担当部局においても、書類の確認と、市町村を通じた各施設との疑義照会、回答に多くの時間と労力を費やしており、制度の簡素化等による事務の効率化について検討されることを要望する。

各府省からの第1次回答

処遇改善等加算の事務手続きについては、

- ・都道府県等を集めた会議での説明・制度の解説資料による周知徹底
- ・自治体からの照会の多い内容等についてのFAQの作成

等に取り組んできたところであり、引き続き、施設や自治体のご意見を伺いながら算定方法の解釈を示したFAQの作成等について検討してまいりたい。

また、子ども・子育て支援法では、教育・保育給付の認定を受けた子どもが保育所等から教育・保育の提供を受けた場合に、当該子どもについて公定価格に基づいて施設型給付費を支給することとされており、利用子どもではなく、当該施設に勤務する職員に統一単価を乗じて加算額を算定する仕組みの導入は困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

解説資料やFAQの作成・周知については、自治体や施設の声拾いつつ引き続き取り組んでいただき、施設の職員が処遇改善制度をより正確に理解できるよう、しっかりと保育現場に届く方法での周知をお願いしたい。

しかし、制度そのものが煩雑であるため、資料だけで保育現場の理解が十分に図られるとは考えにくい。当然自治体側も制度の理解を深め、施設に丁寧な説明を行っているが、多くの追加共同提案やその支障事例からも分かるように、現に、保育現場からは様々な疑義が生じており、問い合わせ対応も含め、双方に多大な事務負担が生じている。

なお、導入困難とご回答いただいた『利用子どもではなく、該当施設に勤務する職員に統一単価を乗じて加算額を算定する仕組み』については、制度の簡素化の一例として挙げたものであり、こうした算定方法の簡素化を始めとする制度自体の簡素化に向けた見直しをご検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

保育士等に対する処遇改善等加算の手続きに関しては、処遇改善等加算の趣旨を踏まえた適正な加算の実施を担保するために、賃金改善計画書や実績報告書の提出等を求めているところ。
一方で、ご指摘のとおり、手続きの簡素化や効率化を図ることや、必要な請求手続きについて、しっかりと説明・周知を行っていくことも重要である。
そのため、一次回答のとおり処遇改善等加算の事務手続きについて、施設や自治体のご意見を伺いながら算定方法の解釈を示したFAQの作成等に引き続き取り組むとともに、事務負担の軽減についても検討してまいりたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【こども家庭庁(14)(vi)】【文部科学省(14)】
子ども・子育て支援法(平24法65)
施設型給付費等に係る処遇改善等加算I(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条21号)に係る事務については、算定方法の解釈を示したFAQの作成等、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減に資する方策について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

208

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

不登校特例校(不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校)にかかる文部科学大臣への指定申請を不要とし、学校長が特別の教育課程を編成できるようにするよう制度の見直しを求める

提案団体

名古屋市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

不登校特例校(不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校)にかかる文部科学大臣への指定申請を不要とし、学校長が特別の教育課程を編成できるようにするよう制度の見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

不登校特例校については、文部科学大臣の指定により行うことが可能となっており、「指定申請書」「同意書」のほか、実施計画書として「教育課程表」「時間割」「削減された学習内容を補って学習指導要領の目標や内容を達成させるための工夫」などの資料を提出することとなっている。

【支障事例】

実施計画書にかかる各資料は、教科ごとに膨大な量を作成しなければならないものもある。また、開始予定時期の1年以上前から文部科学省に協議を行う必要があるため、事務作業が相当な負担となっており、学校を新設する場合には、工事にかかる期間も上乘せされることで更に開始までに時間がかかることが想定され、開校を望む、生徒や保護者からのニーズに対して迅速に対応することは困難である。

【制度改正の必要性】

不登校特例校を設置するにあたり、学校長が特別の教育課程を編成できるようにすることで、速やかな学校設置が可能となる。

【支障の解決策】

「夜間中学における教育課程特例」(学校教育法施行規則第56条の4)の例により、公立の不登校特例校において校長(教育委員会)が実情に応じた特別の教育課程を編成できるようにする。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」に定める「特例の教育課程に基づく教育を行う学校の整備等」が示す不登校特例校の設置がしやすくなり、不登校児童生徒の実態に配慮した教育環境を整えることができる。

根拠法令等

学校教育法施行規則第五十六条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

高知県、熊本市

○不登校児童生徒への対応は、喫緊の課題である。個々の子供たちの状況は異なり、その支援にあたっては、個々の児童生徒や保護者の意向を確認し、その対応には学校も含めて様々な社会資源を活用する必要があると考える。不登校特例校の設置を検討し設置していくためには文部科学大臣の指定が必要であるが、予算や人員配置、申請に係る提出書類等、設置まで相当な時間がかかるため、必要性は感じているが直ちには設置できない現状がある。そのため、オンラインでの支援など検討している自治体も多いと聞いている。

各府省からの第1次回答

不登校特例校は、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができる学校のことを指します。不登校特例校も学校教育法第1条に定める「学校」であり、その教育課程の弾力化は法令等に基づいた運用が求められる上、教育の一定の質の確保が求められることから、文部科学大臣による審査は必要であると考えております。尚、設置までに要する時間の短縮の為、提出書類等の簡素化を行うことによる申請手続の簡略化を進めております。こちらに関しては追って周知させていただきます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

不登校特例校における教育の質の確保等のため、文部科学大臣による教育課程を審査する必要性については理解している。したがって、文部科学大臣への指定申請を不要とすることが難しいのであれば、設置までに要する時間の短縮のため、提出書類等の簡素化を行うことによる申請手続の簡略化を検討していただきたい。指定申請書を提出する際、特に、「特別の教育課程の編成」に係る事務作業は大きな負担となっており、当該部分の作成に係る簡素化を行うことは必要不可欠であると考えられる。具体的には、「削減された学習を補って、学習指導要領の目標や内容を達成させるための工夫」などは、文部科学省において、削減する教科の内容等を補うために、新設や既存の授業でどのような学習活動を行うのか等の具体的な記載例を示すことにより、教育委員会等がそれを参照しながら提出書類を作成して申請する形式にすることで、大きな負担軽減になるのではないかと考えられる。

なお、申請手続の簡略化を進めているとの回答であるが、簡略化に係る検討内容や検討状況、想定する周知の時期や周知方法に関する具体的内容について、見通しが立ち次第、明らかにしていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

「特別の教育課程の編成に関する資料」に係る事務負担が大きな負担となっているというご意見は従前から頂戴しておりました。これを踏まえ、当課では本年4月より負担軽減を目的とした新しい様式による審査を行っております。新たな様式においては、削減する教科等の補完方法を「既存の教科等の中で学ぶ工夫をする」「新設教科の中で学ぶ工夫をする」等の4つの選択肢から選択した上で、それぞれの記載例を基に具体的な内容を記入していただく方式を採用しており、十分な事務作業の軽減が図られるものと考えております。本様式は近日中に文部科学省ホームページにて掲載予定です。加えて、提出書類のうち「実施計画書」も同様に簡素化を検討しており、来年度を目途に運用開始する予定であることを申し添えます。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【文部科学省】

(1)学校教育法(昭22法26)

(ii) 学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)(施行規則 56 条、79 条、86 条及び 108 条)の指定申請資料については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。

・「特別の教育課程の編成に関する資料」については、選択式項目の設定や記載例の提示等の改善を行った新たな様式による審査の実施等の見直しを行い、令和5年8月に新たな様式をホームページに公表した。

[措置済み(文部科学省ホームページ「学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)(不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校)について」にて公表)]

・「実施計画書」については、今後記載例の提示や様式の簡素化等の方策を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

218

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

小学校における教科担任制加配及び英語専科指導加配に係る授業時間数の要件の見直し

提案団体

島根県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

小学校における教科担任制加配及び英語専科指導加配に係る授業時間数の要件の見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

小学校の教科担任制加配及び英語専科指導加配については、加配教員が受け持つ授業時間数に要件がある。(教科担任制:概ね週 20 コマ程度、英語専科指導:週 24 コマ)

【支障事例】

当県では中山間地域・離島の小規模校が多く、当該授業時間数の下限を満たすことが困難な場合が多いことから、配置が大規模校や都市部に偏っており、指導・教育体制に格差が生じている。

【支障の解決策】

特に小規模校が点在する地域について、加配教員が受け持つ授業時間数の要件を緩和していただきたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地域の実情に合わせた柔軟な配置が可能となることで、中山間地域・離島においても充実した指導・教育体制を構築できる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

羽後町、茨城県、群馬県、川崎市、石川県、浜松市、京都府、八幡市、大阪市、岡山県、高知県、宮崎県

○当町の小学校は、中規模校及び小規模校であり、単独の学校への配置では当該授業時間数の要件を満たすことができない。そのため1名の英語専科教員が4校を兼任しているが、学校間の移動時間も必要となることから当該教員の負担となっている。

○都市部においても校区の状況により、1学年1学級の学校も存在し、下限があることにより教科担任制加配や英語専科指導加配が、配置できない学校もある。例えば中学校に加配を措置し、兼務で下限に縛られないように各市町村で柔軟に活用できる教科担任制加配や英語専科指導加配への改善を望む。

○英語専科指導の持ちコマは 24 コマ、教科担任制の持ちコマ数は、概ね 20 コマ程度としている。教科担任制

指導教員については、担当教科は算数、理科、体育、外国語とされており、外国語を受け持った場合は、20コマ程度であるため、英語専科指導教員と持ちコマ数に差が生じている。少なくとも持ちコマ要件を同一にする必要がある。

○当県では、小規模校・複式校が多いため、複数校を兼務することで、指導時数を満たしている。学校間の移動時間も必要となるため、加配教員の負担が大きい。

○現行制度では、小学校の教科担任制加配及び英語専科指導加配について、加配教員が受け持つ授業時間数に下限があるが、山間地域の小規模校では、当該授業時間数の下限を満たすことが困難な場合が多いことから、当該地域の小規模校に対する加配教員の配置が困難な状況である。

○当県においても、英語専科加配において、24時間以上の授業時数を確保するために、複数校を掛け持つ兼務指導が増加し、移動時間の確保やそれに伴う時間割の工夫に苦慮しているため、基準時数を引き下げるなど、現行制度の見直しを求める。

○山間・離島はないが、当市においても小規模校は点在しており、学校間移動の時間的制約を考慮すれば、文部科学省が示す2校兼務等でも配置しにくい場合、加配要件となるコマ数を確保可能な学校に配置が偏りがちになる。小規模校においても学級担任の持ちコマ数の軽減や専門性の高い指導を担保するため、要件の緩和が必要である。

各府省からの第1次回答

英語専科指導に係る加配定数は平成30年度から、教科担任制推進に係る加配定数については、令和4年度から、専門性の高い教科指導を行うとともに、教師の働き方改革の観点から、小学校高学年の学級担任の持ち授業時数の軽減を目的として予算上、計上している。

このため、当該加配定数によって配置された教師が一定の持ち授業時数を持たない場合、その政策効果が減退することが考えられるため、予算編成過程における議論を踏まえ、持ちコマ数の要件を設けているところ。ただし、例えば令和5年4月25日の都道府県・指定都市向け担当者会議の配布資料には以下の記載があるところであり、既に提案団体がお示しするような、一定の弾力的運用も可能としているところ。

「原則として、小学校高学年の対象教科を最大限優先することとしつつ、学校規模や地理的要因により、例えば、

- ・優先教科について小学校高学年での実施を前提として、持ちコマ数に余裕がある場合に第3、4学年においても専科指導を実施すること
- ・小規模校において、1人の専科指導教員が小学校高学年の優先教科に加え、他の教科の専科指導等を実施すること等

は可能とする。」

文部科学省としては、当該加配定数の政策目的に関わる基本的な考えは維持しつつ、都道府県・指定都市が有効に活用できるよう、引き続き現状の考え方の周知を行うこととしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

ご指摘の弾力的運用は、教科担任制推進分のみに係るものであって、英語専科指導加配については、授業時間数要件(週24コマ)に係る考慮事項の記載はなく、実施授業時数の厳密な実績報告が求められている。

当県の小学校教員一人当たりの授業時間数が平均週23.9コマ(令和4年5月1日現在)である状況を踏まえると、中山間地域・離島では最大7～8校程度の兼務が必要となる場合、当県提案でお伝えしているとおり、学校間の移動に相当な時間を要し、さらに授業準備・評価時間を含めると、配置は非現実的であり、できたとしても担当教員に過重の業務負担を生じさせる。

令和5年度、離島で実施している一事例においても、移動時間等を考慮し、加配教員は6校兼務の週16コマの授業とせざるを得ず、要件を満たすための残り8コマは、加配措置のない他校の教員が英語専科指導を行って対応している状況である。このような状況が改善され、小規模校においても英語専科指導による質の高い教育の提供が可能となるよう、学級担任の持ち授業時間数の軽減を図りつつ、専科指導が進められるような措置を、中山間地域の実態に即して検討していただきたい。

また、教科担任制推進分については、確かにご指摘のような弾力的運用が認められているが、当県小学校の8割を占める11学級以下の小規模校(198校のうち159校)において加配教員を配置できたのは、4校に過ぎない現状がある。例えば、複数兼務をする場合、中山間地域・離島においては前述の学校間の移動に相当な時間を要することから、移動時間を勘案し、コマ数に算入可能とする、兼務校数の数によりコマ数を減じることが可能など、更なる緩和がなされることを希望する。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【八幡市】

小規模校では、特に外国語は、3年生以上の外国語活動を含めても、6時間／週であり、かなりの時数を他の教科の専科とする必要がある。本来英語の専門性を考えると、特に外国語の専科については、指導できる教員の確保も含めて、ぜひ中学校に専科加配を配置し、中学校の英語の指導充実も含めて、兼務による専科教育の充実を望む。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

追加共同提案団体から同じ提案が複数でていることから、現行の基準で中山間地域等の地理的、人口的条件により加配要件が不利な地域に人材が十分に行き渡ってない実態がうかがえるが、どう受けとめているか。加配定数の持ちコマ数の要件については、全国一律ではなく、学校間の移動時間等を加味するなど小規模校が点在する中山間地域等の特性にも配慮し、地域間の教育格差が生じない基準を検討すべきではないか。

各府省からの第2次回答

教科担任制推進に係る加配定数については、これまでも地域の実情等を踏まえた弾力的運用を可能としてきたところであるが、いわゆる骨太方針2023を踏まえ、来年度から本取組を強化していくことを機に、英語専科指導加配を含め、加配定数により配置された教師が複数校を兼務する場合の扱いなど、更なる運用の改善を図ることについて、すみやかに周知してまいりたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【文部科学省】

(22) 小学校専科指導加配に関する事務

小学校専科指導加配については、教員が複数校での兼務を行う場合、学校間における移動時間を考慮するなどの地域の実情を踏まえた弾力的運用を可能とする運用改善を行い、地方公共団体に通知した。

[措置済み(令和5年8月30日付け文部科学省初等中等教育局財務課事務連絡)]

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

219

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

小学校における英語専科指導加配に係る資格要件の緩和

提案団体

島根県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

小学校における英語専科指導加配に係る資格要件の緩和を求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

英語専科指導加配では、厳しい資格要件(中学校・高等学校英語の免許状保有や海外大学等での2年以上の留学経験等)が定められており、人材確保に苦慮している。

【支障の解決策】

研修履歴等から、英語に関する研修を努めて受講しており、学校長、市町村教育委員会が、英語の授業を実施できる一定の英語力を有すると認めた者や、高い指導力を有すると教育委員会が認めた者、校内又は市町村の教科研究会等で英語授業実践を中心的に行っていると認められる者も対象に含めるなど、資格要件を緩和していただきたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

資格要件の緩和により、人材の確保が容易になることで、充実した指導・教育体制を構築することが可能となる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

羽後町、茨城県、川崎市、石川県、京都府、大阪市、岡山県、広島市、熊本市、宮崎県

○英語専科指導加配では、厳しい資格要件(中学校・高等学校英語の免許状保有や海外大学等での2年以上の留学経験等)が定められており、人材確保に苦慮している。研修履歴から英語に関する研修の受講に努めており、英語の授業を実施できる一定の英語力を有すると県教育委員会が責任をもって認めた者であれば対象者に含めるなど、資格要件を緩和していただきたい。

○教科担任制指導教員の対象教科は、算数、理科、体育、外国語とされている。英語専科教員の資格要件は、①中学校・高等学校の免許保有者②2年以上の外国指導助手(ALT)の経験者③CEFR B2相当以上の英語力を有する者④海外大学等で2年以上の留学経験等がある者。一方、教科担任制指導教員の資格要件は、①中学校・高等学校の免許状保有者②対象教科の専科指導を3年程度実施していた者③教科研究会等の活

動、研修履歴、著名な実績等が一定程度あると教育委員会認めた者。同じ英語を担当する場合に、資格要件に差が生じている。英語の専科教員の確保に愛知県も苦慮しているため、少なくとも資格要件は教科担任制専科教員に統一すべきであると考え。

○当市においては、英語専科指導加配を令和2年度より1人ずつ増員(14名→17名)してきたところだが、厳しい資格要件が定められていることから、人材確保が困難になってきている。

○過去に教科担任制で外国語指導の経験がある教諭がいたが、資格がないため本加配教員に充てることができず、やむを得ず臨時的任用講師を充てた例があった。

各府省からの第1次回答

英語専科指導に係る加配定数は平成30年度から、専門性の高い教科指導を行うため、予算上、計上しており、当該加配定数によって配置された教師については、一定の専門性を確保する必要があることから、予算編成過程における議論を踏まえ、資格等の要件が設けられているところ。

文部科学省としては、当該加配定数の政策目的に関わる基本的な考えは維持しつつ、都道府県・指定都市が有効に活用できるよう、引き続き現状の考え方の周知を行うこととしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

外国語の指導は、学校現場の教員、特に外国語が教育課程に導入される以前に採用された教員にとっては負担が大きく、国からの英語専科指導加配は、働き方改革の観点からも大変有効な加配であり、配置の要望も多い。

しかし、当県の場合、文部科学省が定めた指導者要件を満たす者が不足しており、指導者確保ができないために配置を見送らざるを得ない事態も生じている。特に、中山間地域・離島においては、資格要件を満たす指導者の確保が困難で、専ら専門性を有しない学級担任等が英語の学習指導を行っている状況である。県内全19市町村のうち、令和5年度に加配できた市町村は8市1町に留まり、町村の配置率はわずか9.1%で、加配教員の指導が受けられない学校の児童数(通常の学級)は県全体の半数以上(51.6%:16,453人)に及ぶ。

当県では、採用試験において、小学校英語枠を設け、採用を行っているが、教員志願者減少もあり、新規人材の確保は容易ではない。

東京や大阪などの大都市圏とは異なり、塾などの民間で英語教育を受けることが難しい地方にあっては、公教育の役割は非常に大きく、国全体の英語教育・英語力の向上のためには、公教育の機能の充実は不可欠である。英語人材を確保しにくい地方の実情を踏まえ、指導者の資格要件の緩和、具体的には、小学校教科担任制加配の要件と同様に、実質的に高い指導力・英語力を有すると教育委員会が認めた者の活用を可能とすることを求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【川崎市】

令和3年1月26日付け中教審答申にて導入が必要とされた教科担任制においては、その時点で既に加配措置化されていた英語を含み、「義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について(報告)」において体育を加えて教科担任制の優先教科とされた。その際、要件については、「例えば、①当該教科の中学校又は高等学校の免許状の保有、②専門性向上のための免許法認定講習の受講・活用、③教科研究会等の活動実績、といった要件を組み合わせるなどして適用することが考えられる。」とされたことに加え、「既存の小学校英語専科指導のための加配措置における専科教員の要件については、この間、小学校外国語科の新設に対応した研修や、新学習指導要領への移行措置期間を含む実践が積み重ねられ、小学校教員がその指導力を身に付けつつある状況等を踏まえて見直すことも考えられる。」とされた。小学校の英語については、教科化がなされて以降、研究会等が立ち上がって指導方法の研究が行われている状況を踏まえれば、教科研究会等の活動実績において教育委員会が認める者を対象に加えることは、他の優先教科の要件と照らして妥当性が高く、また、同研究会において活動している教員にとってのモチベーションの向上にも寄与すると考えられる。加配定数総数として、予算編成上の議論により決定されることは理解できるが、当該加配の資格要件については、上記報告を受けて貴省において決定されたい。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提案の実現に向

けた積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

英語専科指導加配の資格要件については、関係府省ヒアリングにおいて、教科担任制推進分の「教科研究会等の活動、研修履歴、著名な実績等が一定程度あると教育委員会が認めた者」を外国語に活用する運用が示されたが、具体的な運用基準を示し、自治体に周知すべきではないか。なお、外国語について、教科担任制推進分の資格要件を活用する場合と英語専科指導加配を活用する場合との違いを示されたい。

各府省からの第2次回答

外国語については、一定の専門性を有する教師による指導を充実させることが重要であることから、英語専科指導に係る加配定数についても、これまでの基本的な考えは維持し、任命権者において質の高い教師が確保されるよう、引き続き促していくこととするが、地域による人材確保の事情等を踏まえ、来年度から教科担任制推進に係る加配定数も柔軟に活用することについて、すみやかに周知してまいりたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【文部科学省】

(22) 小学校専科指導加配に関する事務

小学校専科指導加配については、教員が複数校での兼務を行う場合、学校間における移動時間を考慮するなどの地域の実情を踏まえた弾力的運用を可能とする運用改善を行い、地方公共団体に通知した。

[措置済み(令和5年8月30日付け文部科学省初等中等教育局財務課事務連絡)]

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

224

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

奨学金事業における公益財団法人等によるマイナンバー独自利用の対象化

提案団体

兵庫県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

法律でマイナンバー利用が認められている事務と性質が同一の事務について、県が当該事業のために設立した公益財団法人等に業務移管や業務委託を実施する場合は、当該団体のマイナンバー利用を可能とすること。(例として、旧日本育英会(現(独)日本学生支援機構)から事務移管された奨学金事業。)

具体的な支障事例

【現状】

前回提案(平成28年提案募集管理番号196)からの情勢変化として、令和5年3月7日に閣議決定され、今国会へ提出されているマイナンバー法等の一部改正法案においても、マイナンバー利用範囲の拡大や、法律で認められている事務に準ずる事務におけるマイナンバー利用等が盛り込まれている。

【支障】

現在も(公財)兵庫県高等学校教育振興会はマイナンバーを取り扱えない状況に変化はないため、マイナンバー利用による国民の利便性向上等が目指される中にあっても、添付書類の削減など申請者負担の軽減が進められない状況である。

[当該奨学金事務におけるマイナンバーを必要とする事務処理件数]

- | | |
|------------|-------------|
| ①採用申請 | 約 1,000 件/年 |
| ②返還免除・猶予申請 | 約 500 件/年 |
| ③返還者等の現況確認 | 約 3,500 件/年 |

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

県が当該業務を行う場合同様に、申請者は申請時の添付書類を削減することができる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

—

各府省からの第1次回答

マイナンバーの利用範囲拡大による国民の利便性向上と、個人情報保護に対する国民の懸念への対応という両面を考慮しながら、提案の事務の性質、目的、事務を行わせている主体(公益財団法人)等を踏まえ、マイナンバーの利用及び情報連携が可能か検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本奨学金事業は旧日本育英会(現(独)日本学生支援機構)が実施していた高校生奨学金事業が都道府県に移管されたもので、マイナンバー法により同機構への情報提供が認められている大学生等奨学金事業と性質、目的は同じと考える。

また、当県の前回提案時の関係府省第2次回答では「情報提供ネットワークシステムを使用して情報連携を行うことができる主体は、法令で明確になっている必要がある」との回答であったが、当県が移管・委託する公益財団法人は、租税特別措置法第91条の3に規定する「都道府県に代わって高等学校等の生徒に学資としての資金の貸付に係る事業を行う法人」として、同法施行令第52条の2の規定に基づき文部科学大臣が財務大臣と協議して指定した法人であり、マイナンバー法等において、個人番号の利用及び情報連携ができるとの整理が可能と考える。

マイナンバーの利用範囲拡大による個人情報保護に対する国民の懸念への対応を考慮すべきことは十分に理解するところであるが、一方で、本年6月9日に公布されたマイナンバー法等の一部改正法では、マイナンバー利用範囲の拡大等の改正が行われ、国民の利便性向上の観点からマイナンバーの積極的な有効活用の機運の高まりも感じるところである。

それらの観点から、奨学金事業を行う公益財団法人等のマイナンバー利用及び情報連携を可能とすること自体は、申請時の課税証明書の取得が不要となり、申請者の利便性を大幅に向上させるものであることから、喫緊の課題である国民の懸念解消を早期に図ったうえで、今後の当該提案に対する検討スケジュールを具体的にお示し頂きつつ、早期の措置の実現を図って頂きたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

住民サービスの向上のため、国・都道府県・市町村・民間事業者・NPO 又は公益法人等、関係者同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。

国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係や民間等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用できるよう、提案団体の提案を考慮した検討を求める。

なお、行政機関ではない、公益財団法人や指定管理者にまで利用主体を拡大することについては、リスク検証等への留意が必要である。

各府省からの第2次回答

当該事業へのマイナンバーの利用については、提案団体におけるマイナンバー利用方法等の意向を踏まえつつ、他都道府県でのニーズ等も考慮し引き続き検討してまいりたい。

なお、マイナンバーの利用に当たっては、その漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報である特定個人情報の適切な管理のため、関係法令の規定等に基づき、基本方針の策定や組織体制・内部規程の整備、不正アクセス等への防止策や特定個人情報保護評価といった各種保護措置を講ずる等の対応が必要であることに留意が必要である。

また、マイナンバーによる情報連携以外の方策として、申請時にマイナポータル API(自己情報取得 API)を活用することで、情報連携せずとも、添付書類の削減及び事務処理負担の軽減が可能となるため、マイナポータル API(自己情報取得 API)の活用についてご検討いただきたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(令和5年12月22日閣議決定)記載内容

5【内閣府(6)】【個人情報保護委員会(2)】【子ども家庭庁(15)】【デジタル庁(9)(i)】【総務省(19)(iii)】【法務省(6)】【文部科学省(15)】【厚生労働省(36)】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平 25 法 27)

公益法人が地方公共団体の委託等を受けて実施する奨学金事業における学資の貸与又は支給に関する事務については、マイナポータル API(自己情報取得 API)により、当該事務における審査等に必要な情報を取得できる場合には、当該機能を活用できることを令和5年度中に周知する。